

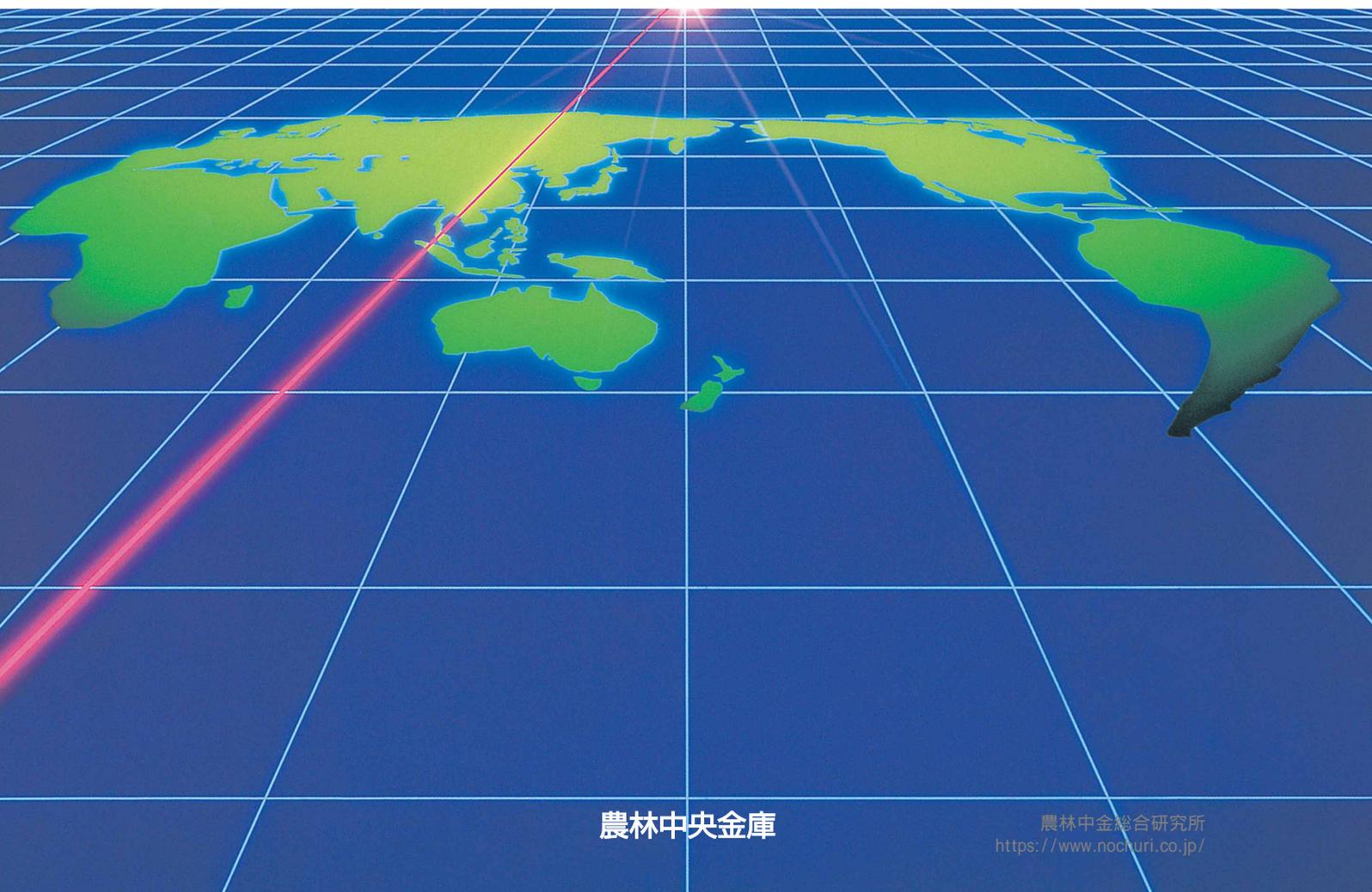
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021 **8** AUGUST

ポストコロナへの新たな模索

- コロナ禍における和牛需給と産地対応
- 農業簿記会計と農業経営支援体制再構築の課題



「みどりの食料システム戦略」への期待

2021年5月12日、農林水産省は、食料・農林水産業の生産性向上と持続性の両立を図る政策方針「みどりの食料システム戦略」（以下「みどり戦略」）を決定した。これは、日本の農林水産政策の転換点ともなるべき画期的な出来事と言える。

近年の日本の農林水産政策は、5年ごとに策定される「食料・農業・農村基本計画」を総合的な指針としつつも、官邸主導で決定する「農林水産業・地域の活力創造プラン」がグランドデザインを描いてきた。同プランの主眼は「農林水産業の成長産業化」であり、その方向性に沿って、農地の集積、法人経営体育成と企業参入、輸出拡大と6次産業化、農協・漁協の改革などの政策が強力に進められてきた。このような経済成長重視の政策が続いてきたなかで、環境対策を前面に掲げた政策が打ち出された意義は大きい。

「みどり戦略」では、農林水産業における脱炭素化の実現と環境負荷の軽減を目的として、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO2ゼロエミッション化、化学農薬の使用量の半減、輸入原料や化石燃料を原料とする化学肥料の使用量30%低減、有機農業の取組面積を全農地の25%（100万ha）に拡大などを掲げている。

注目すべきは、目指す姿の実現に向けた取組みを生産分野にのみ課すことなく、フードシステムを構成する調達、生産、加工・流通、消費のすべての分野に求めていることである。例えば、資材・エネルギーの調達においては地域の再生可能エネルギーや未利用資源の一層の活用に取り組み、加工・流通分野においては食品製造企業等が国産または持続可能性に配慮した輸入原材料に切り替え、消費者においては環境にやさしい消費の拡大や食育に取り組みなど、これまでにない重要な提起が行われている。

それでも、日本のフードシステムが目指す姿になるためには、農法や漁法を変革しなければならない現場の生産者に大きな負担がかかるのは間違いなく、政府には生産者が納得感と意欲を持って革新に挑戦するための丁寧な説明ときめ細かな政策的支援が求められる。併せて、環境に配慮して生産された食品・農林水産物の価値が適正に価格に反映されるよう、強いバイイングパワーを持つ流通業界に取組みを求めるとともに、消費者への働きかけや若年層への食育を政府一体となって進めることが肝要であろう。

「みどり戦略」では、目指す姿をイノベーションで実現するとしているが、技術開発だけですべての課題が解決できることはあり得ない。政府は、持続可能なフードシステムを構築するため、技術開発に取り組むのと並行して、すべての関係者と正面から向き合って業務の方法や生活のスタイルを変革する努力を真摯に求めていくことが必要である。とりわけ、農林水産業の生産体系の革新を面的に拡大していくためには、産地や地域ぐるみの取組みが不可欠であり、地方自治体や農協・漁協・森林組合など地域の農林水産業を支えている組織と対話を重ねて方向性を合わせていくことが極めて重要となる。

菅内閣は、「みどり戦略」を6月18日に閣議決定した「成長戦略実行計画」に盛り込み国策に位置付けた。今後、9月にニューヨークで開催される国連食料システムサミットに「アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデル」として提示する考えを示している。国際会議の場で日本が環境対策に前向きに取り組む姿勢を示す意義は理解できるが、その前提として、政府には国民的合意を得るための一層の説明と対話の努力を求めたい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

ポストコロナへの新たな模索

今月の窓

「みどりの食料システム戦略」への期待

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

コロナ禍における和牛需給と産地対応

長谷川晃生 — 2

農業簿記会計と農業経営支援体制再構築の課題

清水徹朗 — 15

外国事情

中国の2021年中央一号文件のポイント

王 雷軒 (Wang Leixuan) ・ 若林剛志 — 29

談話室

食産業の多面的価値とポストコロナの展望

中央大学 商学部 教授 木立真直 — 40

統計資料 — 42

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

コロナ禍における和牛需給と産地対応

主席研究員 長谷川晃生

〔要 旨〕

コロナ禍で、国産牛のなかでも量的プレゼンスが高まった和牛肉について、インバウンドを含む外食需要の減退分を、いかにして家計での消費等にシフトさせるかが課題となった。巣ごもり消費、応援消費の高まりに応じたインターネットでの購入増、ふるさと納税における返礼品の需要増、学校給食での利用等、国の機動的な支援が追い風となり、消費の裾野が拡大したことで、減退分をカバーできたのである。一時的に急落した和牛相場は、政策支援による下支えと輸出回復が好感され好転している。しかしながら、国の支援は2021年度から削減されており、和牛需給への影響が懸念される。

和牛産地では、コロナ禍での様々な取組みが、生産のあり方等を見直す契機となり、新たな方向性を模索しようとしている。その際、和牛肉の国内消費が上向いたことは、消費者の和牛肉の再評価につながり、新たな需要を創造できるものと前向きに捉え、中長期的に和牛生産を国内需要とマッチさせていくことが求められている。

目 次

- はじめに
- 1 コロナ禍の和牛需給
 - (1) 和牛生産は微増傾向
 - (2) 内食は堅調だが、外食は低迷継続
 - (3) 外食需要減退で消費量全体は減少
 - (4) 輸出回復と新たな変化
- 2 国の支援策と和牛相場の復調
 - (1) 滞留在庫の解消支援
 - (2) 需要喚起のための支援
 - (3) 支援効果
 - (4) 和牛価格は回復
 - (5) 家計での輸入代替が進展
- 3 産地の対応事例
 - (1) 事例の特徴
 - (2) コロナ禍前の需給状況
 - (3) コロナ禍での変化と対応
 - (4) 県単事業による支援
 - (5) コロナ禍でみえた新たな課題
- 4 今後の和牛生産を巡る論点整理
 - (1) 産地ごとにコロナ禍の影響は様々
 - (2) 2021年度から国の支援策は削減
 - (3) 輸出増への期待とリスク対応
 - (4) 今後の和牛生産の方向性

はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による国内での感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を2020年4月に発出した。その後、8月の第2波、11月からの第3波、21年3月以降の第4波と感染拡大と行動規制による感染収束が交互に起こるなかで、和牛需給は大きな影響を受けた。コロナ禍においてインバウンドを含む外食需要の縮減が長期化し、和牛需要の変化が常態化したことが、今後の和牛生産にどのように影響するのであろうか。

本稿では、こうした問題意識の下で、コロナ禍での和牛需給の現状を、内食化の進展と輸入牛を含めた牛肉需要全体の動向、国の支援策等を踏まえながら整理する。そして、和牛産地を事例に、コロナ禍の対応と変化を分析したうえで、今後の和牛生産を巡る論点を指摘する。

1 コロナ禍の和牛需給

まず、コロナ禍における和牛需給の特徴を、ここ数年の変化を踏まえながら、長谷川（2020）での分析を基に整理したい。

(1) 和牛生産は微増傾向

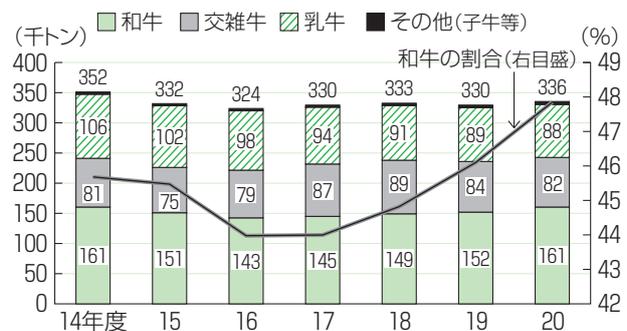
和牛生産量は、17年度から増加に転じ、20年度は16.1万トンとなった（第1図）。高齢化や後継者不足による繁殖経営体の減少に伴い子牛供給は減少してきたが、国の繁

殖基盤強化による繁殖雌牛の飼養頭数の増加、乳用牛への受精卵移植等による和牛子牛の生産拡大で、繁殖基盤は回復傾向にある^(注1)。コロナ禍の影響による20年3～4月の卸売価格の急落で、一時的に出荷抑制があったものの、その後、出荷量は回復し、20年度の生産量は前年比で0.9万トン増加した。

和牛以外の乳牛（△0.1万トン）、交雑牛（△0.2万トン）の生産量は前年比で減少したが、和牛伸長で、20年度の肉用牛全体の国内生産量は前年比で0.6万トン増加した。生産量全体に占める和牛の割合は15年度の45.5%から20年度の47.9%へと上昇する一方、乳牛は同期間に30.8%から26.1%へと低下、交雑牛は19年度から低下し、20年度は24.5%となった。

また、和牛生産は高価格販売が見込める高格付へのシフトが続いている。格付は歩留等級（A～C）と肉質等級（5～1）の組合せである。和牛のうち最も格付が高いA5が占める割合は、最近5年間で26.9%から42.9%へと上昇した。したがって、国産牛のなかで、手頃な価格帯である交雑牛、^(注2)乳牛のシェアが低下し、高価格帯の和牛の

第1図 国産牛の生産量の推移



資料 農畜産業振興機構のWebサイトのデータを基に作成

存在感が高まっている。

(注1) 20年度の食肉需給の詳細は高城(2021)を参照。

(注2) 独立行政法人農畜産業振興機構(alic)の調査によると、21年6月の全国の国産牛(ばら)の小売価格(100g当たり通常価格)は、和牛753円、交雑種616円、その他414円である。

(2) 内食は堅調だが、外食は低迷継続

需要面について、18年度の家計と外食における牛肉の種類別需要量(推計)を示したのが第2図である。総需要量は外食(29.8万トン)よりも家計(43.9万トン)が多く、和牛の需要割合は、外食が12.4%に対し、家計は22.6%と比較的高い状況にあった。

総務省「家計調査」によると、家計での1人当たりの牛肉の購入数量は、20年4~5月に前年比3割ほどの高い伸びとなり、その後も増勢が続き、20年度は前年比で10.4%増加した^(注3)。この増加の要因は、コロナ禍の内食化に伴い和牛を含む国産牛の家計消費量が大きく増加したためである。

また、内食化の傾向が強まるなかで、購入方法、消費者意識に変化がみられた。インターネットの通信販売(EC)の利用が増加し、コロナ禍の影響を受けた生産者を支

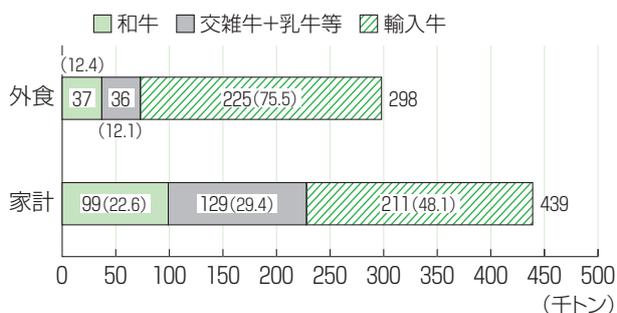
援する消費者の応援消費の機運も高まった。

農産物ECの運営会社は、巣ごもり需要に応じて和牛肉の取扱いを積極化した。例えば、JA全農は産地直送ショッピングモール「JAタウン」内に特設サイトを開設し、特別価格等のキャンペーンを展開した。

また、公益財団法人流通経済研究所^(注4)(20年4月実施)の調査によると、「コロナ問題で被害を受けた生産者・事業者に貢献する意図での買い物」(応援消費)を行った割合は10.8%であった。コロナ禍の早い時期において、応援消費への意欲の高まりがうかがえる。こうした高まり等が影響し、20年のふるさと納税の寄付額は、74.3%の地方公共団体で増加した^(注5)。

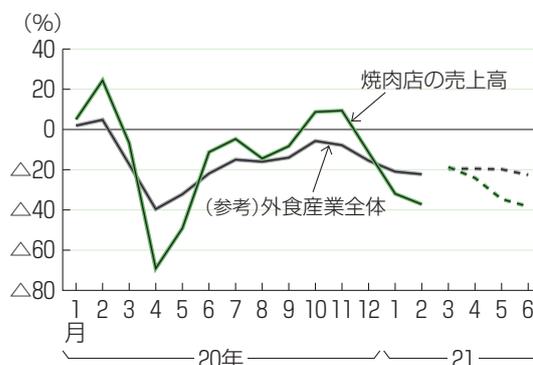
一方、外食は、緊急事態宣言等での外出自粛要請に伴う利用機会の減少で落ち込み、一般社団法人日本フードサービス協会の調査によると、外食企業のうち焼肉店は、20年4月に売上げが大きく減少した(第3図)。その後、Go to Eatキャンペーンの実施、外食異業種から焼肉業態への転換等で、和牛

第2図 2018年度の家計・外食での牛肉需要量(推計)



資料 日本食肉流通センター(2020)
(注) カッコ内の数値は構成比。

第3図 コロナ禍の焼肉店の売上高の前年比増減率



資料 日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」
(注) 21年3月以降の点線は、前年のコロナ禍の影響を排除するため、19年の同月比の増減率。

肉の需要回復が期待された。しかし、11月の第3波以降、回復の動きは失速し、20年の焼肉店の売上げは、前年比10.9%減少した。21年1月以降も需要復調は難しく、外食での和牛需要は低迷しているとみられる。

(注3) 20年の家計消費の詳細は前田(2021)を参照。

(注4) 石橋(2020)によるもので、全国の消費者へのWebアンケート調査で、実施日は20年4月22日、有効回答1,876件。

(注5) トラストバンク(2021)による。同社の21年2月実施の地方公共団体へのアンケート調査結果(集計対象は836)によると、21.1%の地方公共団体が前年比2倍以上の増加と回答している。

(3) 外食需要減退で消費量全体は減少

牛肉全体の推定出回り量は、ここ数年の肉ブーム、インバウンド需要増を受け、16年度から増加してきたが、20年度は、国産品が増加(前年比0.5万トン増)したものの、輸入牛肉の供給減により、前年比で0.7万トン減少した(第4図)。

輸入量の減少(△3.1万トン)の内訳をみると、外食等に仕向けられる冷凍品(△1.1万トン)よりも、家計消費に用いられる割合が高い生鮮・冷蔵品(△2.0万トン)の減少幅が大きかった。

(注6) 推定出回り量は、alicの推定データ。推定期首在庫量に生産量、輸入量を加算し、輸出量、

第4図 牛肉の推定出回り量の推移



資料 第1図に同じ

推定期末在庫量を減じたもので、国内消費仕向けで流通した推定数量。

(注7) 日本食肉流通センター(2020)によると、18年度の推定出回り量のうちチルドの輸入牛肉は56.6%が、フローズンの輸入牛肉は17.6%が家計で消費されていると推計している。

(4) 輸出回復と新たな変化

コロナ禍前から和牛肉の輸出は、国内での需要が限定的なロース等の高価格部位の供給先として注目され、輸出量は15年度の1,583トンから20年度の5,565トンへと大きく増加した。^(注8) 輸出は、一部に交雑牛等も含まれるが、和牛が中心である。

20年前半は輸出先の感染拡大による影響で輸出量が減少したが、6月以降は増勢が続いている(第5図)。20年度の輸出量は、前年比34.5%増加し、輸出先別の輸出割合は、カンボジア(25.4%)、香港(21.5%)、台湾(16.4%)、米国(11.1%)で、これらで全体の74.5%を占める。

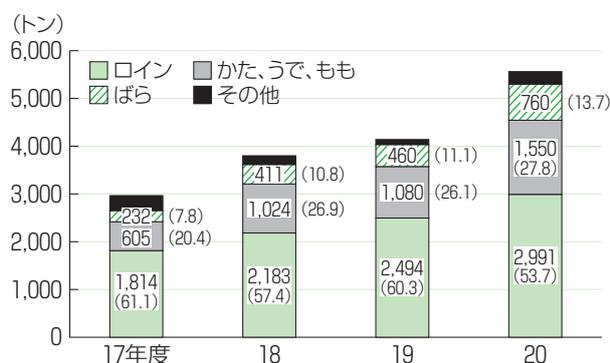
部位別にみると、これまで輸出量全体に占める「ロイン」の割合は6割程度であったが、20年度は53.7%へと低下した(第6

第5図 牛肉の輸出量の変化



資料 財務省「貿易統計」

第6図 牛肉輸出量(部位別)の推移



資料 第5図に同じ
 (注) カッコ内の数値は構成比。

図)。前年比増加量を見ると、「ロイン」は497トンで、「かた、うで、もも」(470トン)、「ばら」(300トン)と両者の合計はロインを上回った。

輸出単価については、国内相場に連動し、いずれの部位も20年5～7月にかけて前年比で大きく下落したが、その後回復した。21年1月から上昇基調へと転じ、足元ではコロナ禍直前の水準まで戻している。

このように高価格帯だけでなく多様な部位の輸出が増加したことは、輸出が高価格帯の国内の低需要部位の需給調整から、多様な部位を含めたフルセット販売へと変化したことが示唆される。ただし、21年3月以降、「ロイン」の輸出量が拡大し、輸出量の6割程度まで復調している。

(注8) 輸出動向は櫻井(2019)、日本食肉流通センター(2020)を参照している。

2 国の支援策と和牛相場の復調

こうした需給環境の変化を受けた国の在

庫滞留改善、需要喚起に向けた主要施策についてみることにする。

(1) 滞留在庫の解消支援

まず20年度当初に和牛肉の在庫が積みあがったこと(注9)から、「和牛肉保管在庫支援緊急対策事業」を4月から実施した。本事業は、販売促進に取り組む食肉卸売事業者に対し、在庫の冷凍保管料等を支援し(在庫牛肉保管等経費支援事業)、各事業者が作成する販売促進計画に基づき、冷凍和牛を販売した際に、事業者に対して奨励金を交付する(販売促進支援事業)ものである。

事業対象となる和牛肉は、1か月以上冷凍保管され、計画に基づき、包装日から1年以内に販売されたものである。販売促進支援事業を活用して販売した場合、1kg当たり1,000円(部分肉ベース)の奨励金を交付するとしている。本事業は21、22年度も継続するが、奨励金は850円に減額される。

(注9) alic調べによると、国産品の期末在庫量は、20年4月が前年比22.3%増、5月が31.7%増となり、在庫滞留が顕在化した。

(注10) 本事業の和牛肉は20年4月6日以前の包装分は部分肉およびスライス肉等、4月7日以降の包装分は部分肉に限るとし、奨励金の対象は4月7日以降の販売分である。

(2) 需要喚起のための支援

また、コロナ禍後の需要回復の際の生産・供給体制の維持を目的として、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を20年4月から実施した。実施期間は20年度末までとし、需要変化が大きい和牛、花き、果物等について、品目ごとに複数の事業を展開し

た。そのうち和牛と関連があるのは「和牛肉等販売促進緊急対策事業」と「品目横断的販売促進緊急対策事業」である。

「和牛肉等販売促進緊急対策事業」は、^(注11)小・中学校等の学校給食での提供を支援するものである。補助対象の経費は、各学校で年3回、1回1人当たり100gまで、1,000円/100gが上限である。

「品目横断的販売促進緊急対策事業」は、民間の様々な販路を活用する取組みで、民間のインターネット販売サイトでの購入品の送料の無料化を支援した。また、同事業において、コロナ禍の影響を受けた生産者から地元の生産者団体、地域協議会が農産物等を仕入れる際の費用の半額を補助するものがある（地域の創意による販売促進事業）。地方公共団体は、ふるさと納税返礼品の提供事業者と連携し、本事業を活用することで、安価に返礼品を調達し、通常の基準以上の返礼品が設定できる^(注12)。

さらに、「Go To Eatキャンペーン事業」を20年10月から実施した。感染予防対策に取り組む飲食店を応援することで、生産者を支援するものである。

オンライン飲食予約事業、プレミアム付食事券事業が実施され、前者はオンライン飲食予約サイト経由で、飲食店を予約・来店した消費者に、次回以降に使用できるポイントを付与する仕組みである。プレミアム付食事券事業は、都道府県の公募により選ばれた事業者が食事券を発行し、消費者は当該都道府県等の登録飲食店のみで使用できる。しかし、同事業は感染拡大を受け、

11月から一部都道府県で新規販売が一時停止されている。

(注11) 提供対象の牛肉は、和牛以外に交雑牛、乳牛等も含む。

(注12) エヌピー通信社(2020)によると、調達費用は寄付額の3割以下と規定されているが、本事業により調達費用を半分に抑えることで、寄付額の6割に当たる返礼品を設定できるとしている。

(3) 支援効果

農林水産省公表の「令和2年度の事業に係る行政事業レビューシート」において、「国産農林水産物等販売促進緊急対策事業」を通じて消費される和牛肉等の目標数量^(注13)を6,100トンとしている。

全量が和牛と仮定すると、第2図で示した外食における和牛需要量（3万7,000トン）の16.5%に相当し、これは20年の外食全体の売上げ減少率（△15.1%）と同程度である。併せて「和牛肉保管在庫支援緊急対策事業」も実施されたことから、外食における和牛消費の減退分の滞留在庫解消、消費刺激策として大いに寄与したといえよう。

(注13) 21年6月末時点で実績が未公表のため、ここでは目標数量を基に分析している。なおシート内で実績は「21年7月末までに把握予定」としている。

(4) 和牛価格は回復

こうした国の支援策を踏まえながら、和牛相場の動向をみることにする^(注14)。

20年3月、4月に東京都中央卸売市場の和牛の枝肉価格は大きく下落した（第7図）。訪日外国人によるインバウンド消費の消滅、外出自粛での外食需要の急減、輸出の落ち込みが下落の主因であった。

第7図 去勢和牛(A-4)の卸売価格

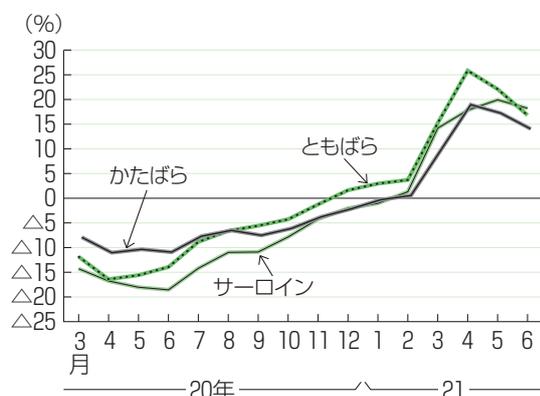


資料 第1図に同じ
 (注) 東京都中央卸売市場の価格。

5月に入ると、「和牛肉保管在庫支援緊急対策事業」の効果で底打ちの兆しがみられた。緊急事態宣言の解除、都道府県での支援等による消費回復策も講じられた。内食需要を受けた量販店での取扱いが好調で、6月から輸出も好転した。これらが好感され、枝肉相場の回復につながった。部位別の仲間相場（卸売業者間での取引価格で、消費税抜きの営業倉庫渡し価格）をみても（第8図）、「サーロイン」「ともばら」「かたばら」は4～6月を底に回復している。

国の様々な対策を活用することで、牛枝

第8図 去勢和牛(A-4)の仲間相場の前年比増減率



資料 第1図に同じ

肉相場が上昇しても、小売段階で安価販売が可能のため、卸売価格は上昇を継続し、11月に前年並みに回復した。年度後半に外食需要は失速したが、コロナ禍前の水準で推移している。

(注14) 価格動向について、東京食肉市場『月刊しばうら』、日本食肉流通センター情報部（2021）、中央畜産会「畜産物の市況展望」『畜産コンサルタント』を参照。

(5) 家計での輸入代替が進展

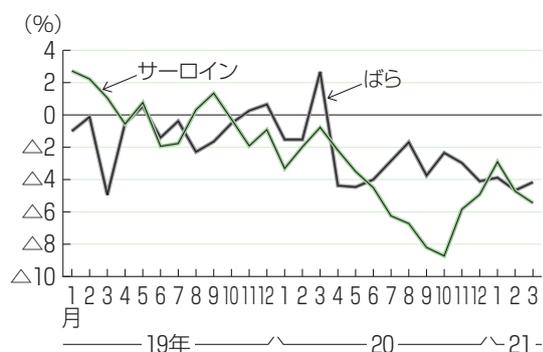
コロナ禍における和牛需給を巡る最大の課題は、インバウンドを含む外食の需要喪失分をどのようにしてカバーするのかという点であった。

これまでの分析を踏まえると、家計での牛肉消費が増加するなかで、輸入牛はテーブルミートとして利用される生鮮・冷蔵品の供給量が減少したことから、家計での輸入牛の消費は減退した可能性が高い。

一方、量的プレゼンスが高まった和牛は巣ごもり消費、応援消費に応じた農産物ECの利用、ふるさと納税返礼品での需要増、学校給食での利用等、国の機動的な支援が追い風となり、消費の裾野が拡大した。

他の国産牛、輸入牛との価格差はあるものの、国の支援効果もあり、和牛肉の小売価格は低水準で推移し（第9図）、消費者に値頃感があるものとして受け入れられた。さらに、輸出の回復もあり、外食需要の喪失分をカバーできたのである。そして、家計消費における牛肉の需要構成という点では、減退した輸入牛肉から和牛を含めた国産牛での代替が進んだと考えられる。

第9図 和牛(ばら・サーロイン)の小売価格(通常価格)の前年比増減率



資料 第1図に同じ

3 産地の対応事例

それでは次に、和牛産地のなかでもいち早く相場が復調した岐阜県飛騨^(注15)地域を事例に、地域独自の取組みと産地での^(注16)変化について紹介する。

(注15) 飛騨牛は県内統一の銘柄であるが、本稿では飛騨地域(高山市、飛騨市、下呂市、白川村)を対象とし、JA飛騨ミートへの聞き取り(20年11月、21年5月)を基に取りまとめている。

(注16) 取りまとめにあたって、安部(2010)、大崎(2017)、田代(2020)を参照している。

(1) 事例の特徴

当産地の特徴は、地域内で肥育した飛騨^(注17)牛について、処理・加工を担うJA飛騨ミート(飛騨ミート農業協同組合連合会)を軸に、県内消費という地域密着を基本とした販売戦略を行ってきた点である。JA飛騨ミートは、食肉処理施設である飛騨食肉センターと産地市場である飛騨ミート地方卸売市場を運営している。

飛騨食肉センターは02年に食肉処理施設を新たに建設し、衛生管理に積極的に取り組

んできた。04年に品質の国際規格「ISO9001」、07年に食品安全の国際規格「ISO22000」の認証を取得し、16年に岐阜県HACCP(危害要因分析重要管理点)、17年にGFSI(世界食品安全イニシアチブ)の食品安全システム認証規格「FSSC22000」の認証を取得した。

認証取得を通して、徹底した品質管理による高いレベルでの衛生管理を実践してきた。これにより、高品質な枝肉供給・販売を可能とし、21年6月時点で14の国・地域の輸出施設の認定^(注18)を取得している。

また、飛騨牛は、産地市場である飛騨ミート地方卸売市場でのせりによる全頭取引を基本としている。せりの買参人は県内中心に店舗を持つ40程度の業者等である。販売先として、地元の旅館・ホテル、レストラン等の外食が多く、小売業では食肉専門小売店での販売が中心である。

JA飛騨ミートも買参人であるが、小売等の直接販売は行わず、枝肉での購入が難しい小規模な食肉業者が必要とする部位を中心に販売している。また需要が急減した際^(注19)に、市場で一時的に買い取ることで、市場の補完機能を担っている。こうした生産者・食肉販売業者が納得する価格の形成機能を有することが、関係者の信頼関係を醸成してきたと考えている。

販売面では、岐阜県・愛知県を中心に販売地域を絞り込み認知度向上を図り、飛騨地域の中核である高山市が国際的な観光都市で、来訪客が飛騨牛を賞味することが宣伝効果となり、観光客誘致と地域振興の両立に成功してきた。こうしたことから、産地

市場であるにもかかわらず、消費地市場よりも有利な価格で取引されてきた。

(注17) 飛騨牛とは次の4項目を満たしたことを飛騨牛銘柄推進協議会が確認・認定したものを指す。①最長飼養期間の場所が岐阜県で、②推進協議会が認定・登録した生産者によって、③14か月以上肥育された黒毛和種の肉牛で、④格付が歩留等級AまたはB、肉質等級5等級・4等級・3等級のもの。

(注18) 認定状況は、タイ、マカオ、香港、シンガポール、フィリピン、EU、ニュージーランド、ベトナム、米国、カナダ、ミャンマー、台湾、オーストラリア、アルゼンチン。

(注19) JA飛騨ミートは、01年の国内でのBSE発生に伴う需要急減の際に、自ら市場で買入れ、小売販売を実施したとのこと。

(2) コロナ禍前の需給状況

JA飛騨ミートによると、コロナ禍前の需要構成は、地元の外食・ホテル等での観光客（インバウンドを含む）の消費量が4割、輸出1割で、残り5割が家計消費としている。家計消費は地域別に違いがあり、飛騨地域内は高単価なため消費量は少なく、県内他地域を中心に、名古屋市・関東地域で消費されてきた。地元食肉小売店は、関東地域での販売は高級スーパーマーケットだけでなく、以前から個人向けECに積極的であった。

輸出は、10年に香港からスタートして輸出先を拡大してきた。輸出先は施設認定の基準が厳しい国・地域を中心とし、輸出先で安全・安心が認知され、輸出量は徐々に増加し、また高価格販売を実現してきた。輸出向けは、高価格帯部位（ロイン系）が中心であるが、これら以外の部位はインバウンド、外食向けに仕向けることで、輸出に過度に依存してこなかったという。

観光客数は極めて堅調に伸び続け、それに合わせて飛騨牛の需要も伸びてきた。需給が反映されやすい取引市場のため、卸売価格は東京都中央卸売市場よりも高い水準で推移してきた。飛騨地域の観光イメージが良く、飛騨牛の知名度は国内外でも高いが、生産量が微増傾向のなかで、国内の消費者向けに高価格帯での継続販売が課題とし、JA系統では20年度からECを開始する方針であった。

(3) コロナ禍での変化と対応

20年4月の緊急事態宣言下で、外食・ホテル等における国内観光客とインバウンドの消費が消滅したことに伴い、3～4月に卸売価格は急落した。

例年4月開催の高山祭（人出は19年実績で18万人）が中止となり、飛騨地域の食肉販売業者はそれに向けた在庫分が滞留した。コロナ禍当初の課題は、この在庫の解消であった。対策として、JAひだを中核とする「#おうちで飛騨牛プロジェクト実行委員会」^(注20)がクラウドファンディングを4月29日～5月10日に実施し、支援者1万2人、金額は1億1千万円に到達した。当初の見込み金額を大きく上回り、多くの支援で滞留在庫が解消したとJA飛騨ミートでは考えている。

その後、家計消費向けは、クラウドファンディングが呼び水となり、飛騨地域の食肉販売業者によるECが急増したという。一部業者は相場低迷を受けて通常よりも安価販売を積極化したことも販売増につながっ

た。こうして、インバウンド消費等の消失を家計消費でカバーできたため、20年10月から相場が前年比増加に転じている。

輸出については、19年度の輸出量が50.8トンで、輸出先別の割合は、香港（37.4%）、EU（25.5%）、台湾（16.1%）の順で、輸出認定の基準が高いEU向けに積極的に取り組んできた。20年度は、EUが現地でのロックダウン等の影響から前年比8割減となり、台湾（6割増）は大きく増加したものの、輸出量全体は前年比減少となった。

地元飲食店における観光客の消費について、JA飛騨ミートでは、20年の宿泊客数（外国人を含む延べ宿泊者数）が高山市で前年比53.0%減と半減し、回復は厳しいとみている。したがって、家計消費向けの販売を継続することが重要としている。現状、地元の食肉販売業者の販売力もあり、家計消費向けの販売は好調を維持している。

(注20) 実行委員会は、①生産・販売：飛騨肉牛生産協議会（生産者60人）、飛騨地域の精肉店、JAひだ、②企画・広報：飛騨信用組合、株式会社ヒダカラ、十六銀行／十六総合研究所、③後援：高山市、飛騨市、下呂市、白川村であり、地域一体となった取り組みである。クラウドファンディングについて田代（2020）が詳細にまとめている。

(4) 県単事業による支援

こうした産地独自の取り組みと併せて、県は独自施策により産地支援を行った。

まず、飛騨牛の市場活性化に向けた購買者支援（飛騨牛市場活性化緊急対策事業費補助金）である。対象者は、県内の食肉卸売市場（岐阜市食肉地方卸売市場、飛騨ミート地方卸売市場）に買参権を有する事業者（約

40事業者）で、対象品目は県内の食肉卸売市場でせりにかけられる飛騨牛とした。そして、20年5月18日～7月末までのせりに対して、1頭当たり最大10万円を補助した。

さらに、コロナ禍での飛騨牛の輸出力強化のため、20年10月～21年3月までの間に、輸出に取り組む食肉販売業者に対して、1頭当たり5万円を補助する事業（飛騨牛輸出促進緊急支援事業費補助金）を実施した。

(5) コロナ禍でみえた新たな課題

本稿で紹介した飛騨地域の事例は、地域内の市場に需給を反映する価格形成機能があるなかで、地域の食肉販売業者と生産者、農協等が一体的にクラウドファンディングに取り組み、それが呼び水となり、また県独自の支援もあり、その後も販売好調が継続している。輸出は、輸出先の感染拡大で回復が遅れているものの、需要消失分を家計消費にシフトさせたことで、相場も好転した優良事例といえる。

しかし、JA飛騨ミートは、コロナ禍の対応を通して新たな課題がみえてきたという。具体的には、輸出・インバウンドだけでなく国内の家計消費とのバランスをとることが重要だとしている。また、相場下落時に、割安感から飛騨牛を購入したいという消費者や、これまでに来訪した観光客がECで飛騨牛を購入するケースもあったという。こうした潜在的需要に対応するためには、国内の景況悪化が懸念されるなかで、高価格帯の和牛として飛騨牛の差別化を図っていくことが改めて重要と考えるようになった。

そのためには、飛騨牛の特徴である衛生管理の高度化はもちろんのこと、改めて飛騨の観光資源との関連性を強調することや、県内子牛を基本とする繁殖から肥育までの域内生産も方向性の1つではないかと考えている。しかしながら、コロナ禍で生産者相互の面談でのコミュニケーションが制限され、農協との情報交換による問題意識の共有等の機会が減っていることを懸念している。

輸出は、ここ数年、現地での価格競争が激しいと感じており、これまでの高単価販売を維持できるように、系統団体と連携し、主要輸出国でのプロモーションを実施していきたいとしている。

また、輸出国ごとに加工処理を区別して行う必要から、さらなる輸出拡大のためには、処理日確保が必要と考えている。このため、工程作業を、従来の毎週木曜日にせりを実施し、金曜日に加工、翌週月曜日と火曜日の午後を加工予備日とする体制から、月曜日をせりとし、火曜日、水曜日を処理日へと変更する予定である。処理日確保で輸出増加に向けた体制整備を行っている。

4 今後の和牛生産を巡る 論点整理

(1) 産地ごとにコロナ禍の影響は様々

和牛の卸売価格が回復していることから、コロナ禍の課題は解消したように見受けられる。しかしながら、筆者が聞き取りを実施した離島の和牛産地では、観光客中心の

島内消費であったことからコロナ禍で観光客減少により、和牛需要が激減した。生産者の経営維持のために島内市場において最低取引価格を導入し、島外への販路を開拓しようと苦戦している事例もある。このように産地ごとにコロナ禍の影響に違いがあることに留意すべきである。

(2) 2021年度から国の支援策は削減

また、コロナ禍当初から実施された国の支援により、外食の需要喪失分を内食等でカバーできているため、こうした需要シフトのための施策も引き続き求められる。

しかしながら、国の支援策は「和牛肉保管在庫支援緊急対策事業」が本年度も継続されるが、奨励金が引き下げられた。また、EC、学校給食での食材提供の支援のために「国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業」が実施されている。同事業は、20年10月以降の任意の1か月以上の期間において、在庫量、価格等での過去平均比で2割以上の変動が対象である。

したがって、相場が回復した和牛は事業対象となる事例が限定的とみられ、今後の需給にどのように影響するのか注視する必要がある。

(3) 輸出増への期待とリスク対応

輸出については、国は20年4月に輸出促進を担う司令塔として「農林水産物・食品輸出本部」(本部長：農林水産大臣)を農林水産省に設置した。輸出額を25年までに2兆円、30年までに5兆円とする目標を掲げ、

具体的な戦略を11月に取りまとめた。このなかで、牛肉など日本産に強みがあり輸出拡大の余地が大きい27品目を重点品目として選定した。そして、品目別に具体的な輸出目標を設定し、海外ニーズに対応した輸出産地の育成を明確化しており、今後の和牛肉の輸出伸長が期待される。

しかしながら、輸出は、地政学等のリスク、輸出先での需要変動があり、不安定な面がある。仮に相手先の需要が変動した場合、コロナ禍と同様に需給調整が必要となる。国は、こうした想定の下で、コロナ禍での各種支援の実績からその消費刺激の効果等をより具体的に検証することで、不測の事態に応じた効果的な支援メニューを検討しておくべきと考える。

また、コロナ禍で従来のロイン中心から低価格帯を含めた多様な部位を輸出するような変化がみられた。これは国内需要を喚起する過程で、国内での調整に限界があり、多様な部位が輸出に回った可能性もある。この点については、和牛肉の部位別需給バランス、国内生産のあり方を考えるうえで重要な論点であり、今後の輸出動向に注意する必要がある。

(4) 今後の和牛生産の方向性

本稿の事例でみたように、コロナ禍での様々な取組みが、産地での和牛生産のあり方等を見直す契機となり、新たな方向性の模索が行われている。これまでも牛肉の輸入解禁、BSE等の影響を受け、産地が対応した経験を踏まえると、多くの産地で変化

の兆しがあるとみられる。その際、和牛肉の国内消費が上向いたことは和牛の消費者の再評価につながり、新たな需要を創造できるものと前向きに捉え、和牛生産を需要とマッチさせていくことが重要となる。

国が20年3月に策定した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を受けて、各都道府県において、新たな近代化計画書の作成が進んでいる。21年6月時点で22県が新たな計画書を公表している。例えば、主要産地の鹿児島県は、適度な脂肪交雑で値頃感のある牛肉を求める消費者ニーズにも対応するため、「脂肪交雑のみならず、増体性や歩留まりなどの肉量に関する形質はもとより、脂肪の口溶けなど食味に関するオレイン酸等の一価不飽和脂肪酸の含有量などに着目した改良を、和牛の遺伝的多様性に配慮しつつ推進する」としている。これまで和牛生産は、輸入牛との差別化で、脂肪交雑を増やすことが重視されてきたが、鹿児島県と同様に、し好の多様化への対応を計画書に盛り込んでいるのは全国で14県にのぼる。

こうした動きは、中長期的に和牛肉が国内消費者の購入できるものへと変わる可能性を示しており、国内の人口減少、高齢化等によって生じる消費構造の変容への対応というだけではなく、輸出先の消費減退等の不測の事態が発生した場合でも、国内消費へのシフトが容易になるという面もある。

なお本稿はコロナ禍で生産者への訪問が制限されるなかで、農協、食肉関連業者等への聞き取りを中心に取りまとめたもので、

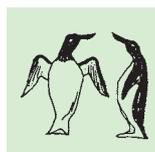
生産者の実態を十分にくみ取れていない面もあるとみられる。とりわけ、足元では飼料高騰による生産者の経営悪化が懸念されており、経営改善を図りながら、中長期的にどのような生産を目指していくのかという点については、生産者の動向も含めて引き続き調査・分析する必要がある。

<参考文献>

- ・安部新一（2010）「飛騨牛のブランド化の取組」『平成21年度 国産食肉需要構造改善対策事業 国産牛肉産地ブランド化に関する優良事例調査報告Ⅱ』日本食肉消費総合センター
- ・飯和哉（2021）「令和3年度及び2年度第3次補正農林水産関係予算のポイント—コロナ禍におけるデジタル改革と輸出力の強化—」『立法と調査』第431号
- ・石橋敬介（2020）「新型コロナウイルス問題下における応援消費の獲得方法の提案」流通経済研究所 <https://dei-amr.jp/wp/wp-content/uploads/2020/05/e3e3dbbdfb9de1b14c3071c16c291a.pdf>
- ・エヌピー通信社（2020）「今年もあとわずか／急げ！ふるさと納税／コロナ禍で『2倍おトク／例年と違う寄付上限に注意』」『納税通信』12月21日
- ・大崎孝徳（2017）「産地銘柄牛のマーケティング戦略—飛騨牛を中心として—」『名城論叢』第17巻第4号
- ・大呂興平（2020）「肉用牛部門の重要性と『危機』—コロナ禍が問う生産と経営—」『農村と都市をむすぶ』第70巻第9号
- ・日下祐子（2020）「新型コロナウイルス感染拡大と食料供給・農業—令和2年上半年における影響と対策—」『立法と調査』第428号

- ・櫻井研（2019）「牛肉輸出の取り組みの成果と課題」『農業と経済』第85巻第6号
- ・高城啓（2021）「令和2年度の食肉の需給動向について」『畜産の情報』第380号
- ・田代達生（2020）「1億円集めた！！『#おうちで飛騨牛プロジェクト』で見たwithコロナの地域産品マーケティング」十六総合研究所 http://www.16souken.co.jp/pdf/juroku_report20201009_01.pdf
- ・中央畜産会「畜産物の市況展望」『畜産コンサルタント』各月号
- ・東京食肉市場『月刊しばうら』各月号 <https://ssl.tmmc.co.jp/shibaura/>
- ・トラストバンク（2021）「ふるさとチョイス、2020年ふるさと納税に関する調査結果を発表【全国836自治体に調査】7割以上が前年比で寄付額増加」3月30日ニュースリリース <https://www.trustbank.co.jp/newsroom/newsrelease/press418/>
- ・日本食肉流通センター（2020）『食肉流通実態調査事業報告書Ⅱ』
- ・日本食肉流通センター情報部（2021）「コロナ禍の食肉をめぐる状況」
- ・農林水産省（2021）「特集 新型コロナウイルス感染症による影響と対応」『令和2年度 食料・農業・農村白書』
- ・農林水産省生産局畜産部畜産企画課（2021）「新型コロナウイルス感染症による畜産への影響と対策」『畜産技術』第792号
- ・長谷川晃生（2020）「コロナ禍における和牛需給の変動」『農林金融』9月号
- ・前田絵梨（2021）「令和2年（1～12月）の食肉の家計消費動向」『畜産の情報』第379号

（はせがわ こうせい）



農業簿記会計と 農業経営支援体制再構築の課題

理事研究員 清水徹朗

〔要 旨〕

農業経営の持続的な発展のためには、簿記の記帳を通じて経営収支と資産・負債状況を正しく把握することが必要であり、税務申告や金融取引のためにも簿記が必要になる。

日本では、明治期以降、農業簿記の普及に努め、農業基本法以降の農業経営の成長に伴って農業簿記はある程度普及してきたが、日本における農業簿記・会計に対する認識と理解はまだ不十分な状況にあり、さらなる改革の努力が必要である。

農業構造の変化に伴って農業経営支援体制の再構築が必要であり、特に農業簿記・会計サポート体制の構築が重要な課題になっている。そのなかで農業金融が果たすべき役割は大きく、農協金融（JAバンク）は、農業簿記・会計に重点を置いた人材育成とシステム開発を行うとともに、営農指導部門や他機関と連携して農業経営支援の体制を強化する必要がある。

目 次

- はじめに
 - (2) 農業機械化の進展と労働生産性の向上
 - (3) 畜産・酪農の発展と畜産金融
 - (4) 施設化・高品質化を進めた野菜・果樹農業
 - (5) 協業化の推進と農業生産組織の育成
 - (6) 農協と農林公庫の対応
- 1 農業経営における簿記・会計の意義
 - (1) 経営収支の把握と経営管理
 - (2) 税務申告
 - (3) 金融取引
 - (4) 認定農業者の農業経営改善計画
 - (5) 収入保険の加入
- 2 日本における農業簿記の導入・普及過程
 - (1) 明治初期における洋式簿記の導入
 - (2) 農学校における農業簿記教育
 - (3) 帝国農会による農家経済調査
 - (4) 農村経済更生運動と農業簿記普及運動
 - (5) 戦後の農業簿記普及活動
- 3 農業経営の成長と農業金融の対応
 - (1) 農業基本法に基づく自立経営農家育成
 - 4 農業経営政策の展開と農業経営の動向
 - (1) 農業経営基盤強化促進法の制定と認定農業者制度の創設
 - (2) 食料・農業・農村基本法と「望ましい農業構造の確立」
 - (3) 農業経営の動向
 - 5 農業経営支援体制の再構築と農業金融の課題
 - (1) 求められる農業経営支援体制の再構築
 - (2) 農業簿記・会計サポート体制の構築
 - (3) 農業金融の課題

はじめに

国民に安定的に食料を供給するという日本農業の役割を今後も持続的に果たしていくためには、農業生産を担う農業経営の健全な発展が必要である。

戦後の日本の農政は、農業基本法（1961年）で「自立経営農家」の育成を掲げ、農業構造改善事業や農業近代化資金等によって経営規模拡大と生産性向上、新しい農業技術の導入を進めてきた。さらに、農用地利用増進事業によって農地流動化（利用権設定）を促進し、93年には農業経営基盤強化促進法を制定して認定農業者制度を設け、近年では農地中間管理機構を通じた農地集積など競争力強化を目指した農政を進めている。

こうした政策の結果、日本においても農業経営の規模拡大が着実に進展しているが、農業経営が持続的に維持・発展するためには安定的な収益・所得を得ることが必要であり、そのためにも農業者（農業経営者）が簿記と会計の知識を身につけ、自らの経営内容を正しく把握する必要がある。農林水産省や農協系統はこれまで農業簿記の普及に努め、一定程度の成果をあげてきたが、日本における農業簿記に対する認識と理解はまだ不十分な状況にあり、さらなる改善の努力が必要である。

本稿は、以上のような問題意識に基づき、日本における農業簿記・会計の歴史と現状を整理するとともに、農業経営支援体制の

再構築とそのなかで農業金融が果たすべき役割について考えてみたい。

1 農業経営における簿記・会計の意義

最初に、農業経営にとって簿記・会計がなぜ必要なかを再確認しておきたい。

(1) 経営収支の把握と経営管理

農業が自給的性格の強い段階では簿記をつける必要性はそれほど大きくないが、農業生産が販売を目的にしたものとなり、農業機械や農業施設に対する投資額が大きくなると、自らの経営の収支（損益）と資産・負債状況について正しく把握することが必要になる。そのためには農業生産活動に伴う日々の取引、金銭の出入りを一定のルールのもと正しく記帳し、一定期間（通常は1年）ごとに経営収支を計算（決算）するとともに、資産と負債の状況を明らかにすることが必要である。

その結果、もし十分な利益が出ていないならば、経営改善のための方策（コスト削減、投資計画の見直し等）を検討する必要がある、そのためにも正しい簿記の記帳と会計知識が不可欠になる。

(2) 税務申告

国民には納税の義務があり（憲法第30条）、農業者も例外ではない。農業生産によって一定の所得が得られれば所得税を支払い、法人化すれば法人税の支払い義務が生じる。

また、土地や施設に対して固定資産税が課せられ、世代交代の際に相続税が発生することもある。さらに、農産物の販売額が一定額（現行は1,000万円）を超えた場合は消費税の納付が課せられる。

このように、農業経営に伴って様々な税金が発生し、納税の際に税務当局（税務署）に申告書類を提出することが必要になる。誤った申告をすると修正申告を求められ、場合によっては追徴課税や罰則を受けることもある。正しい申告を行うためには、税法に従って簿記を記帳し決算を行うことが大前提であり、簿記・会計、税務の知識が必要になる。

(3) 金融取引

農業経営がある程度の規模になると、設備投資や資金繰りのため金融機関との取引が不可欠になる。日本のほとんどの農業者は農協（JAバンク）に預金口座を持っており、必要な資金は農協や日本政策金融公庫から借りている場合が多いが、他の金融機関（地銀、信用金庫等）と取引している農業経営体も増加しつつある。

農業者（農業経営）が金融機関から融資を受ける場合、金融機関に対して経営内容と財務状況を説明する必要があり、金融機関は農業者から提出された財務諸表等の書類を審査することによって融資の可否を判断する。基金協会の保証を得る場合も同様である。

その際、提出する経営収支や資産・負債状況に関する資料は恣意的なものであって

はならず、定められた簿記・会計のルールに従って作成される必要がある。

(4) 認定農業者の農業経営改善計画

農業生産に対して様々な助成制度（補助金）が設けられており、これらを活用するためには行政機関（都道府県、市町村）に対して申請書類の提出が求められ、そのなかには経営収支や財務状況を説明する資料が含まれることもある。

特に、93年に開始した認定農業者制度では、「認定農業者」になるためには市町村に対して「農業経営改善計画」を提出して「認定」を受ける必要があり、経営改善計画の作成のためには農業所得の現状を正しく把握する必要がある。

(5) 収入保険の加入

2018年に農業共済制度の改正が行われ（同時に農業災害補償法を農業保険法に改称）、農業経営に対する収入保険の制度が創設された。収入保険は農産物価格安定制度（価格支持制度）に代わって米国で広く利用されているものであり、日本でもこれまで制度導入の必要性を唱える主張があった。新しく導入された収入保険では、事前に保険料を支払った農業経営体の総収入が大きく減少した場合、減収分の一定割合（上限9割）が補てんされるという仕組みであり、農業経営の安定を目的にした制度である。

収入保険に加入するためには農業経営の販売実績が正しく捕捉されていなければならず、現在は青色申告を行っていることが

加入条件になっており、青色申告のためには農業簿記の記帳が前提になる。

(注1) 戦後の日本の税制に大きな影響を与えたシャウプ勧告(シャウプは米国コロンビア大学教授)に基づいて導入された「申告納税制度」を定着させるため、一定の帳簿書類を備えた者に対して「青色」の申告書を用いて申告することを認め、特別控除等の特典を与えたもの。ただし、近年では、青色申告制度そのものの見直しを主張する意見もある。

2 日本における農業簿記の導入・普及過程

次に、日本で農業簿記がどのように導入され普及してきたのかを振り返っておきたい。

(1) 明治初期における洋式簿記の導入

日本では、江戸期(あるいはそれ以前)においても商品の取引や納税の際に帳簿(大福帳等)をつける習慣はあったが、今日使われているような複式簿記は明治期に欧米の制度を導入したものである。^(注2)

明治維新以降、日本は欧米の諸制度を精力的に吸収し、株式会社制度を導入するとともに民法や商法を制定したが、簿記・会計の制度もその一つであった。福澤諭吉は早くも1873年に米国の商業簿記教科書を翻訳し(『帳合之法』)、同じ年にシャンド(大蔵省が雇用したイギリス人)が『銀行簿記精法』を出版した。これらの本は商法講習所等での教育に使用され、洋式簿記は次第に普及していった(友岡賛『日本会計史』2018)。

(2) 農学校における農業簿記教育

農業簿記についても同様であり、明治初期に開校した札幌農学校や駒場農学校では農業簿記の講義が行われ、^(注3)1884年には前田貫一が『農業簿記教授書』を執筆した。

日本の農学では次第にドイツ農学の影響が強くなり、1900年には沢村真がテーマの影響を受けて農業簿記の教科書を書き、08年には伊藤清蔵(盛岡高等農林学校教授)が日本人による初めての体系的な農業経営学の教科書(『農業経営学』)を執筆したが、この中に農業簿記に関する解説が含まれてい^(注4)た。また、15年には、産業組合の普及に尽力した佐藤寛次が『農家の簿記』を書いた。

ただし、農学校で農業簿記の教育が行われたものの、当時の日本の農家は零細で家計と経営が未分離の状態にあり、また農業簿記には家畜、果樹等の生物を資産計上するなど農業という産業に特有の難しさがあるため、農家への簿記の普及は不十分な状態にあり、横井時敬は農業簿記普及の必要性を主張した(『簿記と農業経済学』1907)。^(注5)同様の問題は欧州でも存在しており、ドイツでも多くの論争を経て農業簿記の普及が進んだ(浅野幸雄『近代ドイツ農業会計の成立』(1991)、四方康行『ドイツにおける農業会計の展開』(1996))。

(3) 帝国農会による農家経済調査

明治政府は農業者の組織化と農業技術の普及のため1899年に農会法を制定し、その後全国各地に農会が設立されたが、1910年には農会の全国組織として帝国農会が設立

された。11年に斎藤万吉は帝国農会報に「農家経済の状況及び之が変遷」を執筆し、その後、帝国農会は13年から15年にかけて農家経済調査を行った。この時期は農村部で小作争議が発生して社会問題化しつつあり、農家経済の実態を把握する必要があるためである。

農家経済や農産物の生産費を把握するためには農家に簿記をつけてもらう必要があり、この調査を通じて農業簿記の必要性の認識が一層高まった。なお、日本における農業簿記の研究・普及に大きな役割を果たした大槻正男は、21年に東京帝国大学農学部を卒業した後、農商務省で農家経済調査や生産費調査の業務に従事し、25年に京都帝国大学助教授（農業計算学講座）に就任した。

(4) 農村経済更生運動と農業簿記普及運動

29年のウォール街における株価暴落を契機に発生した世界恐慌は日本にも波及し、30年代に農産物価格が下落して農家経済は困窮状態に陥った（昭和農業恐慌）。農家経済の悪化に対応して農林省は32年から農村経済更生運動を展開し、負債整理、救農土木事業、土地対策などの対策を行った^(注6)。また、農家経済の改善のため、系統農会はこの時期に農業簿記普及運動を実施し、帝国農会は「農家経済簿」を作成して配布した。

大槻正男は、27～29年にドイツに留学した後（ボン大学でブリンクマンに学ぶ）、農業簿記の研究に専念し、『農家経済簿記』

（1938）で、日本の農家が習得しやすく実用的な「京大式農家経済簿記」を提案した。一方、近藤康男は『農業簿記学』（1938）で、大槻が提案した簡易簿記を現実の農民の必要に対応したものとして高く評価したが、農業経営の分析のためには複式簿記が必要であると主張した。近藤は、当時の日本の農業簿記を巡る状況について、「農業簿記が日本の農家によって具体的な必要上実行されたことはほとんどなかった」とし、「農会による簿記運動も日記帳の押売りになってしまった」と指摘しながらも、農産物価格について生産費に基づいて主張するためには簿記の記帳が不可欠だと主張した。

(5) 戦後の農業簿記普及活動

終戦直後の日本農業は、食料難と戦地等からの引揚者対策に迫られたが、農地改革（1947～50年）によって自作地を得た農家の生産意欲が高まり、農業生産は次第に回復していった。

こうしたなかで、農家経済の向上を求める農業者の意欲を背景に農業簿記ブームが起きた。農林省、全中は農業簿記の教材を作成して簿記の普及に努め、また北海道では、北海道農協中央会が研究会を設置して簿記の普及に注力した（西村博行『農業会計—史的展望と現況』1969）。

戦後も大槻正男が農業簿記の研究・普及に重要な役割を果たし、大槻は京都大学内に農業簿記研究施設を設立（58年）して多くの農業簿記研究者を育成するとともに、日本の農家の実態に合わせた「自計式農業

(注7) 簿記」の普及活動を行った。さらに、京都大学の研究者(桑原正信等)は61年に米国の農業簿記の教科書『農業会計の理論と応用』(ホプキンス、ヘディ^(注8)著)を翻訳し、海外の農業簿記制度の調査も行った。

一方、農林省農業技術研究所に勤務していた奥谷松治は、『新しい農家簿記』(1956)を執筆するとともに農業簿記の普及活動に取り組み、奥谷が編者としてとりまとめた『農業簿記の実際』(1961)では、奥谷の指導によって農業簿記の記帳に取り組んだ農家の実践事例が紹介されている。

なお、農業の現場では、納税のための書類作成が大きな課題となり、農協系統は青色申告会を組織して組合員農家に対する税務相談や簿記普及活動を行った。

(注2) 複式簿記は中世(13~14世紀)のイタリアで形成され、株式会社の普及に伴って世界中に広がっていった(渡邊泉『会計の歴史探訪』2014)。

(注3) 駒場農学校では、イギリス人講師カスタンズが農業簿記の講義を行った(小家龍男「わが国における農業簿記学の展開」1983)。なお、筆者は東京大学農学部農業経済学科で小家龍男(非常勤講師)から農業簿記の講義を聴いたが、簿記の仕組みの解説に終始し、全く興味がわかない内容であった。また、金沢夏樹の農業経営学の講義も聴いたが、不思議なことに金沢の『農業経営学講義』(1982)には農業簿記・会計が全く入っておらず、金沢が編集した『農業経営学講座(全10巻)』(1978~86)でも簿記・会計の視点は乏しい。ちなみに、筆者が簿記・会計、経営分析の知識を習得したのは、農林中央金庫に就職して受講した職場の通信研修(必修)と金融業務の実務を通じてであった。

(注4) ドイツの農学者ゴルツの強い影響を受け、土地、家畜、農具、労働、組織、農業管理法など農業経営に関する幅広い内容が盛り込まれていた。

(注5) 横井は『小農に関する研究』(1927)で、「簿記は経営者の指南車」であるが、農業簿記の困難として、①生産物の家庭内の消費、②生産物

の経営内での使用、③立毛立木の評価、④土地・家屋が自己所有であることを指摘し、商業簿記とは異なる小農のための簿記が必要だと主張した。

(注6) 農村経済更生運動において最も重要な役割を果たしたのは小平権一であり(楠本雅弘編著『農山漁村経済更生運動と小平権一』1983)、小平は産業組合中央金庫の創設(1923年)においても中心的役割を果たし、大著『農業金融論』(1930)を書いている。

(注7) 「自計式農業簿記」とは、小規模な農家にも受け入れやすいよう工夫された現金現物日記帳と財産台帳による簡易簿記であり、期末に複式簿記の原理に基づいて記帳の照合計算を行うもの。「自計」とは「農家自身が記帳と集計・計算を行う」という意味であり、戦後「京大式農家経済簿記」から名称を変更した。

(注8) ヘディ(アイオワ州立大学農業経済学教授)は米国農業経済学会の第一人者であったが、この本を読むと、米国では大学農学部、農業経済学、農業経営学が農業の現場と深くつながっていることがうかがえる。

3 農業経営の成長と農業金融の対応

日本農業において、農業経営が成長し資本装備が大きくなるのは農業基本法制定以降のことであり、その過程で農業金融が大きな役割を果たした。

(1) 農業基本法に基づく自立経営農家育成

戦後改革、復興期を経て日本経済は55年頃から高度経済成長期に入り、都市部を中心に国民の所得水準が上昇したが、農業者の所得は低水準であり、農業所得増大のため日本農業の零細性と低生産性の克服が課題になった。

こうしたなかで、61年に農業者の社会的

経済的地位向上を目指し農業近代化と農業構造改善を進めることを主要内容とした農業基本法が制定された。農業基本法では、「農業構造の改善」として「農業経営の規模の拡大、農地の集団化、家畜の導入、機械化、農地保有の合理化」を掲げ、農業で他産業並みの生活ができる所得が得られる「自立経営農家」の育成が進められた。

その結果、一部に経営規模を拡大する農業経営が現れたものの、農業所得の増加率は他産業より低かったため自立経営農家の数は増えず、全体としては農家の「総兼業化」とも言える現象が進んだ。

(2) 農業機械化の進展と労働生産性の向上

戦前の日本農業では、農村部に過剰人口が滞留していたこともあり、農作業の多くは人力に依存し、耕作では農耕用の牛馬を使っていた。戦後まもなくもこうした状況は続いてきたが、50年代にまず脱穀作業が電動化し（モーターと脱穀機の導入）、60年代に耕うん機（テラーと称された）が導入されて耕作・運搬作業が機械化し、70年代以降、田植機、収穫機（バインダー、コンバイン）、乗用型トラクターが普及するようになった。

その結果、稲作の機械化一貫体系が完成して農作業に要する時間が大幅に短縮し（労働生産性の向上）、農作業の負担も軽くなった。^(注9)農家世帯員は機械化で省力化した労働力を他産業での就業に振り向け、兼業収入が増大して農家の総所得は向上した。

農業機械の購入のため農家は農業近代化資金を借り入れることが多く、この時期に農協の農業近代化資金の融資残高が大きく増加した。

(3) 畜産・酪農の発展と畜産金融

経済成長による所得上昇に伴って国民の食生活が変化し畜産物需要の増大が見込まれたため、農林省は畜産・酪農の振興を行った。その結果、1960年から80年の20年間で肉類（牛、豚、鶏等）の生産量は42万トンから299万トンに増加し（7.1倍）、同時期に鶏卵は2.9倍、牛乳は3.4倍に増加した。

この間、飼育頭羽数が増加する一方で飼育戸数が減少し、1戸当たりの経営規模は大きく増加し、一部の経営体は法人化した。酪農では、最も労働が必要な搾乳作業の機械化（ミルカーの導入）が進み、労働生産性が大きく上昇して多頭化を促すことになった。

しかし、畜産は投資額が大きくなるため、飼料価格や畜産物価格が変動するなかで経営危機に陥る農家も現れ、農協系統を中心に経営改善のための取組みが進められた。具体的には、畜特資金による負債整理対策、畜産簿記記帳運動、経営診断事業などであり、全農や中央畜産会が大きな役割を果たした。^(注10)

(4) 施設化・高品質化を進めた野菜・果樹農業

野菜や果実も所得増大によって需要増大が見込まれたため、政府は野菜・果樹の生

産振興を行い、野菜の生産量は1,174万トン（60年）から1,647万トン（80年）と20年間で4割増え、果実の生産量は331万トン（60年）から620万トン（80年）にほぼ倍増した。

また、農協が核となって野菜や果樹の産地形成が進められ、農協は生産部会を組織して技術指導を行うとともに、共同選果場を設置して品質管理を強化した。その結果、多様な品目、品種が生産・出荷されるようになり、品質も大きく向上した。特に、キャベツ、レタスなどの高原野菜で大産地が形成され、また年間を通しての安定的な出荷を行うため施設園芸が大きく発展した。

果樹については、西日本の各地でみかん園の造成が進められたが、オレンジ輸入自由化、競合する他の果実や飲料の増加によって温州みかんは生産過剰となり、みかん園の廃園・縮小を余儀なくされた。その一方で、輸入自由化に対抗して新品種の導入や品質向上の努力が行われ（サクランボ、りんご、各種かんきつ類等）、輸入自由化後も国内の果樹生産は一定規模を維持している。

(5) 協業化の推進と農業生産組織の育成

農業基本法では、自立経営農家という「個」の経営体の育成を推進するとともに、農家の共同を進める「協業の助長」(第17条)を掲げた。零細な農家が共同することによってスケールメリットを得ようとするものであり、農協の共同利用施設（ライスセンター、選果場、育苗施設等）が設置され、農作業の共同化のため集団栽培組織、受託組織、

畜産生産組織、機械利用組合などが設立され、農政はこうした動きを助成金や公庫資金で後押しした。

62年には農協法の改正によって協同組合形態で農業経営等を行う農事組合法人の制度が設けられ、全国各地に多くの農事組合法人が設立された。また、農協系統は農業基本法制定後に「営農団地構想」を打ち出して農業者の組織化を通じた産地形成に努め、76年からは地域農業振興計画を策定し、地域営農集団の育成を進めた。

(6) 農協と農林公庫の対応

農業基本法では、技術革新による農業近代化を進めるため金融の役割が重視され、^(注11)61年に農業近代化資金の制度が設けられた（農業近代化資金融通法）。農業近代化資金は、農業者が農協等の金融機関から借りた資金に対し政府が利子の一部を助成し（利子補給）、農業者の利息負担を軽減することによって農業投資（農業機械、農業施設等）を促進することを目的にしていた。

一方、53年に設立された農林漁業金融公庫は、当初は土地改良資金（農業基盤整備資金）、農地取得資金など民間金融では対応困難な長期・低利の資金を供給することを目的にしていたが、次第に資金種類を拡充し農業融資を増大させていった。^(注12)農林省が67年に発表した「構造政策の基本方針」を受けて、68年に経営規模拡大、資本装備高度化を目的にした総合施設資金（総合資金制度）を設け、さらには農業経営基盤強化促進法を受けて94年に農業経営基盤強化資

金（スーパーL資金）が導入された。

また、農業融資の伸長のため61年に農業信用基金協会が設立され（農業信用保証保険法）、基金協会による保証は農業融資に伴うリスクを軽減させるのに大きく貢献した。

なお、かつては金融事務は手作業の部分が多くあったが、次第にコンピューターが導入されて金融業務の電算化が進み、農協系統はオンライン化に多額の投資を行って金融業務の機械化に対応した。

（注9） その一方で、農業機械の価格は経営規模に比べて高く稼働率も低かったため、農業生産そのものの収支はそれほど改善せず「機械化貧乏」と称されるような状況が現れた。

（注10） この時期の農協系統の取組みについては、新井肇『畜産経営と農協』（1989）が詳しく解説している。

（注11） 経済発展、技術革新に果たす金融の役割は、シュンペーター（『経済発展の理論』1912）や東畑精一の経済思想に基づいている。

（注12） 農林漁業金融公庫の歴史と業務内容、公的金融の理論については、斎藤仁『農業金融の構造』（1971）、加藤譲『農業金融論』（1983）、佐伯尚美編著『農業金融の構造と変貌』（1982）、亀谷是『農業における投資・財政・金融の基本問題』（2002）に詳しい解説がある。

4 農業経営政策の展開と 農業経営の動向

このように、農業基本法に基づく農業政策によって畜産・酪農や施設園芸が大きく発展したが、稲作を中心とする土地利用型農業では零細構造が維持されたため、90年代以降、WTO体制に対応して農業構造改革を加速させる新たな農業経営政策が展開された。

(1) 農業経営基盤強化促進法の制定と 認定農業者制度の創設

ウルグアイラウンド農業交渉が最終局面を迎えつつあった92年に、農林水産省は「新しい食料・農業・農村政策の方向（新政策）」を発表した。「新政策」では、ウルグアイラウンド終結後のさらなる農業交渉の進展を見据え、経営感覚に優れた経営体を育成する方針を示すとともに、中山間地域対策や環境保全型農業の推進、食品産業の育成も盛り込まれた。

この方針を受け、農政審議会は「農業構造・経営対策の課題と対応の方向」をとりまとめ、93年に「農業経営基盤強化促進法」（農用地利用増進法の改正）が制定されて、育成すべき「効率的かつ安定的な農業経営」として「認定農業者」の制度が創設された。

認定農業者制度とは、都道府県の「基本方針」、市町村の「基本構想」で定められた農業経営の指標（所得と労働の目標）に基づき、農業者がその目標に向けた「農業経営改善計画」を市町村に提出して認定を受けるというものであり、認定農業者の数は、95年には19千であったが、2020年では234千^{（注13）}（農業経営体の22%）になっている。

(2) 食料・農業・農村基本法と「望ましい農業構造の確立」

94年にウルグアイラウンドが決着し、農業保護削減の合意に基づいて、95年に食糧法を廃止（食糧法制定）するとともに98年に「農政改革大綱」を策定し、酪農や米に関する制度改革が行われた。

さらに、99年には農業基本法を廃止して新たに食料・農業・農村基本法を制定したが、新基本法は「新政策」(92年)の内容を法制化したものと言うことができる。新基本法では、「望ましい農業構造の確立」として「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する」(第21条)という方針が明記された。

そして、新基本法に基づいて2000年に「食料・農業・農村基本計画」が策定され、そのなかで「効率的かつ安定的な農業経営」(家族経営33万～37万戸、法人・生産組織3万～4万)に農地を集積し、2010年においてこれらの経営体で水田農業の6割を担うという目標が示された。

さらに、米生産調整研究会での議論を経て、02年に「米政策改革大綱」が決定され、07年から対象を4ha以上の認定農業者、20ha以上の集落営農に限定した経営所得安定対策が導入された。^(注14)

(3) 農業経営の動向

こうした政府の構造政策や農業者の高齢化によって、小規模な農家の離農が進む一方で一部の経営体が農地集積を進めており、農業経営の規模拡大は着実に進んでいる。

2020年農業センサスによると、農業経営体^(注15)の数は1,076千となり、5年前に比べて21.9%減少し、10年前に比べると36%減少している。特に小規模農家の減少率が高く、都府県では0.5～2.0haの経営体は5年間で25%以上減少し、その一方で10ha以上の経

営体が増加している(20～30haは25.4%増、30ha以上が32.0%増)。北海道では20ha未満の経営体が2割以上減少し、100ha以上の経営体のみが増加(17.5%増)している。

こうしたなかで法人化も進んでおり、団体経営体(38千)のうち法人経営の数は30.7千(うち株式会社18.9千、農事組合法人7.3千)になっており、5年前に比べて13.3%増加した。なお、09年の農地法改正によって一般企業の農業参入が可能になり、18年において3,286法人(うち株式会社2,089)が10haの農業を営んでいるが(平均3.0ha)、参入後に撤退している企業もあり、またその経営耕地面積は日本全体の0.3%にすぎず、企業による農業経営に過大な期待をかけるべきではない。

^(注16)個人経営体のうち主業経営(農業所得が主で年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる)は231千(22.3%)であるが、近年は準主業経営(農外所得が主で年間60日以上農業に従事する65歳未満の世帯員がいる)の減少が著しく5年前に比べ半減した。

このように、農地の集積が進み一部に大規模な経営体が現れているが、都府県の農業経営のうち1ha未満が54.0%、1～2haが23.5%を占めており(計77.5%)、平均経営面積は2.2haにとどまっている。

農産物販売金額で見ると、100万円未満の経営体が560千で52.1%を占めており、100～300万円も213千(19.8%)あり(計71.9%)、500万円以上は219千(20.4%)、1,000万円以上は127千(11.8%)のみである。

(注13)かねてから農業経営政策の必要性を唱えて

いた金沢夏樹は、この時期の政府の農業経営育成政策について上（行政）からのトップダウン的なものだと批判したが、認定農業者制度も制度発足から既に30年近くが経過しており、今後の制度のあり方に関して農業経営学者を含めた再検討が必要な時期に来ていると言えよう。

(注14) これに対して、全ての農家を対象とした「戸別所得補償制度」の導入を掲げた民主党は09年の総選挙で農村部でも勝利し、民主党政権が誕生した。

(注15) 「農業経営体」は2005年の農業センサスから導入された概念であり、販売農家（30a以上）を含むが、小規模な自給的農家（30a未満）は除かれている。なお、2020年において自給的農家も含めた総農家戸数は1,747千戸であり（5年間で18.9%減少）、農業基本法制定前の60年（606万戸）と比べると3分の1以下に減少している。

(注16) 「個人経営体」は2020年農業センサスで登場した概念であり、法人形態をとっていない家族経営のことを指しているが、近年の農林水産省は「家族経営」「農家」という言葉を嫌っているようであり、センサスの中から「家族経営」という用語が消えた。こうした動きは国連の理念（「家族農業の10年」）や食料・農業・農村基本法（第22条「家族農業経営の活性化」）に反しており、統計の連続性の観点からも問題であるし、「個人」という用語自体に違和感を感じる。なお、同様の問題は「農企業」（2012年から8年間京都大学で実施した農林中金寄附講座〔「次世代を担う農企業戦略論」〕という用語にも指摘できる。

5 農業経営支援体制の再構築と農業金融の課題

(1) 求められる農業経営支援体制の再構築

日本の農政は、明治期以降、農学校や農業試験場を設けるとともに、農会や産業組合を中心に農業生産を支える仕組みを構築してきた。農会と産業組合は戦時中に農業会に統合されたが、戦後改革の結果、農業会は解体され様々な農業諸団体が誕生した。具体的には、農協、農業改良普及所、農業

共済組合、農業委員会、土地改良区などであり、農林水産省と都道府県、市町村の農政担当部局や農業試験場がこれらの組織と連携をとって戦後の日本農業と農家経済を支えてきた。

農業団体にとって特に重要なのは1950年代の農業団体再編成論争であり、この大論争の結果、今日の農協営農指導事業と農業改良普及制度の併存体制が確立し、また農協（全中）と農業委員会系統（全国農業会議所）による農政活動の原型が形成された（55年体制）。その後の展開を見ると、この時期の選択は決して誤りではなく、農協営農指導事業と農業改良普及事業は農業技術の向上と地域農業の組織化、農家の社会的経済的地位の向上に多大な貢献をし、また農政運動は現場の声を政治や行政に反映させるうえで重要な役割を果たした。

戦後の農政は学者やマスコミから批判されることも多いが、戦前の状態と比べれば農業技術が向上するとともに農業者の生活水準は大きく改善し、日本農業が国民に品質のよい食料を安定的に供給してきたことは正當に評価されるべきであろう。

しかし、これまで指摘したように、農業経営の数が大きく減少するなかで一部に大規模な経営体が現れており、現在の農業者の年齢構成を見ると、今後も農家戸数の減少と農地集積が進んでいくことが予想される。そのため、こうした農業構造の変化に対応した農業経営支援体制の再構築が重要な課題になっていると言えよう。^(注17)

(2) 農業簿記・会計サポート体制の構築

そのなかでも特に重要になっているのは、農業経営体に対する農業簿記・会計のサポート体制である。

農協は、これまでも青色申告会を組織して組合員の税務相談会を開き記帳代行も行ってきたが、一部の農業経営が大規模化し法人経営が増加するなかで農業経営管理、財務管理、税務がますます重要になっている。農協系統は営農経済事業改革の一環として、第24回JA全国大会（2006年）において農業経営管理支援事業を推進する方針を決議したが、一部の県で先進的な取組みを行っているものの、全国的にはまだ不十分な状況が続いている。

2020年農業センサスによると、青色申告を行っている経営体は382千で農業経営全体の35.5%を占め、このうち正規の簿記を行っている経営体は208千（19.3%）、簡易簿記は145千（13.5%）である。認定農業者は234千、主業経営体は231千、農産物販売額500万円以上の農業経営体は219千であり、これらの経営体は正規の簿記を記帳して青色申告を行っている割合が高いと考えられる。今回の農業センサスの結果を見ると、農業会計ソフトの普及もあって、日本でも農業簿記はかなりの程度浸透してきたと評価することができよう。

しかし、認定農業者以外の農家では簿記記帳を行っていない者もかなりあり、また青色申告を行っていても財務データを経営改善に十分活用していない経営体も多くあ

ると推察される。農業経営管理支援とは簿記・会計の視点から農業経営の改善を支援していこうとする活動であり、農協営農指導事業は今後この分野に重点を置いた事業を進めていくべきであろう。一方、農業改良普及事業は、かつて簿記記帳推進や農業経営改善に精力的に取り組んだ時期もあったが、近年はそれほど簿記普及や経営管理支援に取り組んでいる様子は見られない。技術に偏った採用と人材育成の問題もあり、普及事業の今後のあり方を再検討する必要がある。また、農業共済組合も、収入保険の事業開始によって農業経営の収支と財務に関心を強めざるを得ない状況になっており、簿記・会計と経営分析の能力向上が必要になっている。

なお、フランスでは、農業会計をサポートする専門の機関CER（農村経済コンサル協会）が存在しており、多くの職員が有料で農業者の税務申告代行、記帳代行、経営相談に当たっている^(注18)。また、筆者がかつて訪問したデンマークの普及事務所では、65人のアドバイザーのうち6割が農家の会計・税務のサポートを有料で行っていた。日本では税理士法との関係もあり、これらの国の制度をそのまま導入することはできないが、諸外国の事例も参考にしながら農協営農指導事業の改革論議を進める必要があり、そのなかで農業改良普及事業のあり方や農業共済組合との連携に関する検討も必要であろう。

(3) 農業金融の課題

農業簿記・会計の普及と活用において、農業金融が果たすべき役割は大きい。

金融とは、単に貯金を預かり融資を行うというだけではなく、融資先（顧客）に対して必要な情報を提供し経営アドバイスをすることも重要な仕事である。融資先の経営が悪化した場合には、共に改善策を考え経営をサポートすることが必要であり、特に協同組合金融機関である農協は組合員の立場に立って農業経営を支援することが求められている。^(注19) JAバンクは農業メインバンク化を掲げ、11年から農業金融プランナーの資格制度（試験科目は農業簿記、税務、経営分析等）を開始するなど農業金融の強化に取り組んできたが、さらなる体制強化が必要である。

一方、現在の日本の農業金融において大きな役割を担っている日本政策金融公庫は、05年から農業経営アドバイザーの資格制度を開始するなど、他の金融機関や税理士も含めた農業金融の体制強化に取り組んできた。^(注20) しかし、政策金融公庫自体は店舗数や人員が限られており、また短期資金を出せないなどの制約があるため、農業経営サポートという点では限界がある。今後、政策金融のあり方も含め農業金融体制に関する総合的な再検討が必要な時期に来ていると言えよう。^(注21)

JAバンクとしては、農業簿記・会計に重点を置いた人材育成と農業融資・審査のためのシステム開発、営農指導事業と連携、農業改良普及組織や農業共済組合との関係

強化によって農業金融に対する体制を整備していく必要がある。

(注17) ただし、大規模な農業経営のみを日本農業の将来の「担い手」とするのは誤っており、法人経営は31千（3%）のみで、年間農産物販売額が300万円未満の農業経営（その多くは兼業農家または高齢農家）が全体の72%を占めている現実を直視すべきであろう。また、自給的農家や高齢農家も地域社会の重要な担い手であり、「土地持ち非農家」とされている世帯も自家用野菜を栽培していることが多く、こうした世帯を含んだ「多様な担い手」という視点が必要である。

(注18) 桂瑛一「フランスにおける農業指導の組織と役割」（『農林金融』2016年10月号）、稲本志良編『農業経営発展の会計学』（2012）。

(注19) JAバンクには、農業金融によって日本農業と地域社会を支えるという創設時からの使命があると見えよう。なお、筆者はかつてラボバンク（オランダ）やクレディ・アグリコール（フランス）の農村部にある地方支店を訪問したことがあるが、農業融資担当者は地域の農業経営を金融面からサポートしていることに誇りを持って仕事をしており、農家の側もこれらの金融機関を自分たちで運営しているという意識を持っていることに感心した。

(注20) 2020年において、農業経営アドバイザーの累計合格者は5,626人であり、その内訳は税理士・公認会計士1,158人、農協1,011人、信農連503人、他金融機関1,709人、公庫職員417人等である。

(注21) 泉田洋一は、農業金融の研究者だけではなく、農業経営者や農業金融関係者が日本の農業金融のあり方に関して積極的に議論を行う必要があると主張した（『農業・農村金融の新潮流』（2008）、『日本の農村金融・マイクロファイナンス』（2013））。

<参考文献>

- ・大槻正男（1938）『農家経済簿記』養賢堂
- ・近藤康男（1938）『農業簿記学』日本評論社
- ・奥谷松治（1956）『新しい農家簿記』朝倉書店
- ・西村博行（1969）『農業会計—史的展望と現況—』明文書房
- ・武藤和夫・新井肇編（1983）『経営計画論・簿記論（昭和後期農業問題論集18）』農山漁村文化協会
- ・小家龍男（1985）『農業簿記—自立化のために—』明文書房
- ・菊地泰次（1986）『農業会計学』明文書房
- ・鈴木博編（1986）『農業金融論（昭和後期農業問題

論集19)』農山漁村文化協会

- ・新井肇 (1989) 『畜産経営と農協』筑波書房
- ・松田藤四郎・稲本志良編著 (2000) 『農業会計の展開』農林統計協会
- ・石田正昭・小池恒男・佐々木市夫・辻井博編著 (2003) 『農業経営支援の課題と展望』養賢堂
- ・稲本志良編 (2012) 『農業経営発展の会計学』昭和堂
- ・戸田龍介 (2017) 『日本における農業簿記の研究』

中央経済社

- ・田邊正・桂信太郎 (2018) 『これからの農業経営—会計の意識・知識を経営に活かす—』千倉書房
- ・農林中金総合研究所編著 (2020) 『地域農業の持続的発展とJA営農経済事業』全国共同出版

(しみず てつろう)

書籍案内

農林漁業金融統計2020

A4判 188頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2020年12月

中国の2021年中央一号文件のポイント

主事研究員 王 雷軒 (Wang Leixuan)
主任研究員 若林剛志

〔要 旨〕

中央一号文件は、その年に最初に打ち出される最も重要な政策文書であり、2004年以降18年連続で三農（農民・農業・農村）問題を主題としている。中国の農政や農業・農村事情についての理解を深めるうえで重要なこの文書のうち、本稿では、21年2月21日に公表された最新の中央一号文件の概要を紹介する。これにより、21年および向こう5年間の中国農政の政策目標、具体的な取組方針や特徴をつかむことを目的とする。

目 次

- | | |
|--------------------------------------|--------------------------|
| はじめに | (3) 農業の現代化推進の加速 |
| 1 中央一号文件の概説 | (4) 農村建設行動への注力 |
| 2 2021年中央一号文件のポイント | (5) 共産党による「三農」工作の全面領導の強化 |
| (1) 一般要件（総体要求） | 3 2021年中央一号文件の特徴 |
| (2) 貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける | おわりに |

はじめに

中央一号文件（以下「文件」という）は、その年に最初に打ち出される最も重要な政策文書である。そこでは、2004年以降18年連続して三農（農民・農業・農村）問題を主題としている。中国の農政や農業・農村事情についての理解を深めるうえで重要な政策文書であり、本稿では21年2月21日に公表された21年文件の概要を紹介し、その特徴を提示する。このことによって、21年および向こう5年間の中国農政の政策目標、具体的な取組方針や特徴をつかむことを目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、三農問題を主題とした文件の変遷を概説する。続く第2節では、21年文件の主旨をまとめる。これが本稿の中核となる。そして、第3節では、それを踏まえ、21年文件の特徴を述べ、最後に、農村振興関連の近年の動きを紹介する。^(注1)

(注1) 本稿では、21年文件で使用されている「郷村振興」(乡村振兴)を「農村振興」と訳した。

1 中央一号文件の概説

中国では、これまで三農に関する文件が23回発表されている。そのなかで、1982年に発表された「全国農村工作會議紀要」が最初のものであったと言われている。^(注2,3) これ以降、三農を最重要課題とする文件は86年まで5年連続で発表された。これらのなか

に示されている農地の各農家請負制度の導入などは、食糧不足問題を解決し、農業・農村の活力を引き出してきた。

その後は、都市や工業の発展を優先した政策を進めていたこともあり、87年から03年まで三農関連の文件を策定しなかった。しかし、01年のWTO加盟、4年連続の主要食糧生産量の減少（2000年～03年）、都市と農村との格差の顕在化と都市住民に比べた農家所得の低迷などを背景に、三農問題が深刻化し、03年末（04年文件）に再び三農関連の文件が公表されるようになった。それ以降18年連続で公表され、現在に至っている（第1表）。

各年の文件の主要テーマを確認すると、それは年ごとに異なっていることが分かる。04年から14年までは、食糧増産・農民増収、農業・農村基盤整備の強化等を主要テーマとしてきた。この間の文件で示された政策目標は達成されてきた一方、輸入食糧の急増や備蓄在庫の処理といった問題も抱えるようになり、15年と17年は、主要テーマとして農業の構造改革を打ち出した。18年からは、農村振興戦略を打ち出し、21年文件の表題は「農村振興を全面的に推進し、農業・農村の現代化を加速させることに関する意見」となり、農村振興を一層推し進めることを明らかにしたものとなった。

(注2) 83年の「当面の農村経済政策に関する若干の問題」を最初の文件とする見方もあり、その場合は合計22回である。

(注3) 中国語の「工作」は、仕事、任務、業務等の意味で使用される。

第1表 三農関連の中央一号文件の主要テーマ

	公布時間	主要テーマ
82年	82年1月	農村工作
83	83年1月2日	農村経済政策
84	84年1月	農村工作
85	85年1月1日	農村経済振興政策
86	86年1月1日	農村工作手配
04	03年12月31日	農民の収入増加の促進
05	04年12月31日	農村工作の強化と農業生産力の向上
06	05年12月31日	社会主義新農村建設の推進
07	06年12月31日	現代農業の発展と社会主義新農村建設の推移
08	07年12月31日	農業のインフラ整備強化と発展、農民の収入増加の促進
09	08年12月31日	農業の安定的発展と農民の収入増加の促進
10	09年12月31日	都市・農村の一体化発展、農業・農村基盤の強化
11	10年12月31日	水利の改革発展
12	11年12月31日	農業科学技術、農産物供給保障能力の増強
13	12年12月31日	農業・農村発展
14	14年1月19日	農村改革の深化、農業の現代化の推進加速
15	15年2月1日	改革イノベーション、農業の現代化建設の加速
16	15年12月31日	発展の新理念、農業の現代化加速、小康社会の全面的実現
17	16年12月31日	農業供給側の構造改革、農業・農村発展の新エンジンの育成
18	18年1月2日	農村振興戦略の実施
19	19年1月3日	農業・農村の発展、三農工作の着実な展開
20	20年1月2日	三農領域の重点工作、小康社会の全面的実現
21	21年2月21日	農村振興、農業・農村の現代化加速

資料 各年の中央一号文件をもとに作成

堅持している。この方針に基づき、21年と21年から5年間の政策目標がそれぞれ掲げられている。

21年は、食糧の安定供給とそれを実現し続けるための不断の品種改良等による農産物の品質の維持および向上、食品としての安全性の向上といった生産、供給側の構造改革を進めることとしている。また、農民の収入

2 2021年中央一号文件のポイント

21年文件の全体は、①指導思想や政策目標を示す一般要件、②貧困脱却、③農業の現代化、④農村建設行動、⑤共産党による領導の強化の5つの部分がある（第2表）。以下、約1万1千字、26の項目からなる文件の主旨をそれぞれ紹介する。

(1) 一般要件（総体要求）

一般要件（総体要求）は、指導思想と政策目標の2項目からなっている。指導思想には、中国共産党第19回全国代表大会等で確認した基本方針を踏まえ、引き続き三農問題にあたることを掲げており、農業と農村地域における優先的な発展という方針を

増加率が都市住民のそれより高い状況を継続し、貧困脱却の成果については、貧困への回帰を防ぐこととしている。さらに、農業および農村の現代化を進め、貧困への回帰を防ぐ政策と農村振興政策との有機的結びつきにより、農村の活性化を図ること、農村の居住環境を改善し、農村社会の調和や安定を維持することとしている。

これに加え、25年までに農業の現代化を進め、食糧の安定供給に向けて農業インフラの刷新を図っていくこと、環境保全型農業を推進し、農村の生態環境の一層の改善を図ることとしている。農村の現代化では、利便性の高い農村生活施設整備の第一歩を実現していくこと、都市と農村における基本的公共サービスの一層の平準化を図ることとしている。また、貧困脱却の成果を固め、都市と農村の収入格差の継続的な縮小、

第2表 2021年中央一号文件の目次

目次	
一 一般要件(総体要求)	
第1項 指導思想	
第2項 政策目標	
二 貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける	
第3項 移行期間を設ける	
第4項 貧困脱却の成果を固定化する	
第5項 貧困脱却地域における農村振興を一層推進する	
第6項 農村の低所得者への継続的支援を強化する	
三 農業の現代化推進の加速	
第7項 食糧と主要農産物の安定供給能力を高める	
第8項 種子産業の立て直し	
第9項 18億ム(約1.2億ha)の耕地を維持する	
第10項 現代農業科学技術と装備の支援を強化する	
第11項 現代農村産業体系を構築する	
第12項 環境保全型農業の発展を推進する	
第13項 現代農業経営体系の構築を促進する	
四 農村建設行動への注力	
第14項 農村整備を加速させる	
第15項 農村のインフラ整備を強化する	
第16項 5年の間に農村の居住環境を改善する	
第17項 基本的な公共サービスの質を向上させる	
第18項 農村消費を全面的に拡大する	
第19項 県域における都市・農村間の融合的な発展を加速させる	
第20項 農業・農村の優先的発展を実現させるための「投入保障策」を強化する	
第21項 農村改革を深く掘り下げて推進する	
五 共産党による「三農」工作の全面領導の強化	
第22項 「5級書記」体制による農村振興を推進する	
第23項 党委員会農村工作領導グループと工作機構整備を強化する	
第24項 党の農村組織の整備と党による農村統治を強化する	
第25項 新時代における農村精神文明の形成を推進する	
第26項 農村振興にかかる実施過程・実績考課関連の制度を健全化する	

資料 21年中央一号文件をもとに作成

農村の文化的水準の改善により、農村住民の利益、幸福感および安全の大幅な向上を目指すこととしている。

(2) 貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつける

貧困脱却の成果を固定化し、発展させ、農村振興と有機的に結びつけることについては、4つの項目で構成されている。

第3項は、これまでの成果をうまく橋渡しするための移行期間を設けることである。25年までの5年間を、貧困脱却の成果を固

定化するための期間と位置づけ、貧困への後戻りを防止する政策を打ち出していくこと、特に農村振興の支援により、それを推し進めていくことを掲げている。

第4項は、貧困脱却の成果を固定化することである。貧困に後戻りすることを防ぐための方法のひとつとして、移住と移住後の仕事、生活および公共サービス等の総合的支援を行うこととしている。

第5項は、貧困脱却地域における農村振興を一層推進することである。貧困脱却地域において、特色ある農産物の生産および販売を広く展開し、消費拡大を推進する。また、雇用支援や農村社会インフラ

の整備を行い、農村活性化への支援に力を入れることとしている。

第6項は、農村の低所得者への継続的支援を強化することである。就労可能な者へは、能力の開発および向上により就業を支援し、就労困難な者で、収入が不安定な者に対しては、生活保護等を交えながら特別な支援を行っていくこととしている。

(3) 農業の現代化推進の加速

農業の現代化推進の加速は、7項目からなり、次の農村建設行動への注力と並んで文件の中核を担っている。

第7項は、食糧と主要農産物の安定供給能力を高めることである。これについては、省から郷鎮までの地方党委員会と地方政府が、食糧の安定供給に関する政治的責任を持ち、省長は食糧の安定供給を、市長は食卓を豊かにする野菜や畜産物の供給を確実に遂行する責務を負っているとしている。向こう5年間、食糧の作付面積を維持し、単収を増大させることとし、品質の改善にも力を入れ、そのための措置をとっていく。コメ、小麦およびトウモロコシについては、生産費の全額補償保険と収入保険の試行地域を拡大し、内容を充実させること等にも取り組むとしている。

第8項は、種子産業の立て直しである。種子は農業の現代化の基礎であり、遺伝資源を保護しながら、長期的に育種を支援し、かつ知的財産権の保護を強化する。種子産業を構成する有力企業を支援して、主要品種の開発と普及の一体的発展を促進することとしている。

第9項は、18億ムー（約1.2億ha）の耕地を維持することである。土地の利用管理を厳格に行い、耕地を耕地として利用するための措置をとり続ける。そのうち、永久基本農地^(注4)は、主に食糧生産に、一般耕地は、食糧、野菜、油糧作物、工芸作物等の農産物生産に利用される。永久基本農地では食糧生産以外の作付けを防止するとともに、一般耕地の農業以外の利用を禁止している。

第10項は、現代農業科学技術と装備の支援を強化することである。大・中型のかんがい地区の設備更新などの整備を行い、25

年までに貯水池の管理保全を確実なものとする。熱帯農業科学センターの建設、中山間地域向けの農業機械等の研究開発の支援も行うこととしている。

第11項は、現代農村産業体系を構築することである。農村の特色ある資源を活用し、構築されたフードチェーンのなかで、農業および農業関連産業が創出する価値を農民に帰属させていくこと、県域において特色を生かした産業クラスターの展開を行うこととしている。また、公益的な農産物市場を構築し、農村における6次産業化を推進することとしている。

第12項は、環境保全型農業の発展を推進することである。輪作体系の改善、化学肥料および農薬の削減と効果的使用、総合防除、家畜ふん尿の資源化、資材のリサイクル等を図ることとしている。農産物の品質を保つために、有機農産物、地理的表示制度の活用、安全性の高い農産物への認証制度なども展開する。また、乾燥地農業を発展させることも盛り込まれている。

第13項は、現代農業経営体系の構築を促進することである。^(注5)現代農業経営体系には、4つの類型があり、家庭農場と農民専業合作社の経営類型を代表に、多様で適度な経営規模を持つ経営体の育成を推進している。また、作業受託等の多様な農業サービスを提供する農業社会化サービス組織を農民が活用できるようにし、農業生産、加工、流通の各段階に影響力を持つ地域有力企業である農業産業化龍頭企業が更なる発展を遂げる支援を行うこととしている。供銷合作

社の総合改革を進め、農民の技能等の育成や都市部の人的資源を農村に引き付けて農村振興と現代農業を構築することとしている。^(注6)

(注4) 永久基本農地とは、主要食糧生産に利用される農地を保全するため、自然資源部（旧国土資源部）が認定した重要な農地である。認定されたこの種類の農地については、いかなる状況においても用途を変更してはならないとしている。なお、14年から認定は始まり、17年にはほぼ完了し、15.5億ムーの農地が永久基本農地に認定されている。

(注5) 現代農業経営体系については、徐（2013）、池上（2017）、杜（2021）を参照。なお、池上（2017）の「新型農業経営体系」は当時の言い回しであり、現代農業経営体系と同じである。

(注6) 供銷合作社の総合改革に関する論稿として、陳ほか（2017）がある。

(4) 農村建設行動への注力

農村建設行動への注力は8項目からなり、項目数が最も多い。第14項は、農村整備を加速させることである。環境保全、農地の利用規制などを十分に考慮した国土空間計画に基づき、村落の特徴を生かしながら住宅や公共施設を整備するとしている。21年には村落の位置づけや分類を明確にしたうえで県レベルの国土空間計画を完成させるほか、3年をかけて老朽化した農村住宅を解体し、新たな農村住宅を建設するなど質的な向上を目指すことが盛り込まれている。

第15項は、農村のインフラ整備を強化することである。地方政府の債券発行等を通じて道路の整備を行っていくこと、飲用水の供給を保障するための小型ダム建設等により、25年までに農村部の水道普及率を88%にすること、電力網の整備強化、ガス供給拠点づくり、公民館や体育館の施設整

備などを行っていくこととしている。さらに、都市部と同様に光ファイバー網、第5世代移動通信システム（5G）、モノのインターネット（IoT）などの情報インフラ整備を行い、デジタル農村建設を実施することも挙げられている。

第16項は、5年の間に農村の居住環境を改善することである。美しい村落を目指すため、引き続き農村トイレ革命^(注7)を推進すること、リサイクルを想定した有機廃棄物の総合処理施設の建設、ごみ回収・輸送の体制整備を行ったうえで生活・産業ごみの分類や処理を行うこととしている。

第17項は、基本的な公共サービスの質を向上させることである。県・郷鎮・村が一体となって教育の質を向上させること、職業技術養成学校（専門学校）の整備強化で農民の就業・創業ニーズを満たすこと、県病院整備の強化、郷鎮診療所の整備に加えて農村部における医師のレベルアップを促すこと、都市・農村住民の基本医療保険制度を統一すること、村にデイサービスセンターや老人ホームなどの施設をつくることなどが含まれている。

第18項は、農村消費を全面的に拡大することである。そのため、電子商取引（EC）を農村に広めると同時に農産物を都市部に速やかに配送することができるよう、県・郷鎮・村の3段階における物流網を構築し、農産物保冷施設、輸送センター、低温物流拠点などを建設すること、オンラインとオフラインを融合したサービス拠点づくりを行うこととしている。農村住民の消費拡大

の一方で、都市住民に農村を訪問させ、そこでの消費を促すことも盛り込まれている。

第19項は、県域における都市・農村間の融合的な発展を加速させることである。そのため、域内の産業振興、永久基本農地の整備、環境保護、都市開発などの空間的デザインや計画を行うなど、県の総合的な機能の発揮を強化することとしている。また、重要な産業の育成や都市的地域の建設などで県域経済を拡大させ、出稼ぎをしていた農民工の県での就業・定住促進に取り組もうとしている。さらに、郷鎮では農民が抱える様々な問題に対処しながら農民を支援するサービスセンターの整備を行うことも盛り込まれている。

第20項は、農業・農村の優先的発展を実現させるための「投入保障策」を強化することである。具体的には、財政面においては、一般公共予算では農業・農村への優先的支出を保障すると同時に、中央予算内の投資関連予算を更に農業・農村に傾斜すること、土地権利譲渡収入を農業・農村向けに用いる比率を高めるための方法を策定し、それに基づき実施すること、地方政府による農業用施設の建設や農村建設行動のための資金調達方法として、一般債券と特別債券（専項債券）の発行を可能にすることとしている。

金融面では、三農向け金融サービスの充実化に向けた農村金融改革を進めるため、預金準備率の最優遇措置、再貸付や再割引の実施を通じて県域にある金融機関への支援策を拡充すること、金融機関のうち銀行

による農村振興のための内部機構の設置を奨励すること、農民專業合作社が行う組合員向けの信用事業試行を引き続き行うこと、3年をかけて現代農業経営主体の信用データを蓄積すること、農村部における電子金融取引の浸透、農家向けのマイクロクレジットの実施、農業・農村インフラ整備向けの中長期的融資の強化、農業信用保証規模の拡大、農業保険と先物取引の利用拡大などに取り組むこととしている。

第21項は、農村改革を深く掘り下げて推進することである。農村の内発的な発展を十分に促進するため、農村財産権制度の整備・改善を行っていく必要がある。そのため、土地経営権流通を促進するための体制強化、農村住宅地における所有権、資格権、使用権の、いわゆる三権分置の有効な形式を模索すること、21年には新しい農村集団経済を発展・拡大させるために農村集団財産権制度の見直しを基本的に完了すること、農村財産権流通取引を推進するため、インターネットプラットフォームの構築などによる総合的なサービスを提供していくこととしている。

(注7) 農村トイレ革命とは、トイレの改善を人々が暮らす環境そのもの問題として位置づけ、都市部に比べ整備が不十分な農村においてそれを行う取組みである。

(5) 共産党による「三農」工作の全面 領導の強化

共産党による「三農」工作の全面領導の強化は、5項目で構成されている。第22項は、「5級書記」体制による農村振興を推

進することである。5級とは、省・市・県・郷鎮・村の5つの段階を指す。「中国共産党農村工作条例」に基づき、党委員会・書記（行政区画のトップ）は政府のリーダーや幹部との意思疎通を定期的に行い、農村振興関連の政策や進捗状況を定期的に検討するが、このうち県の党委員会・書記は農村振興への取組みを主な活動とする。また、県・郷鎮・村の書記を対象に農村振興の全面的な実施や意義に関する勉強会を定期的に行うほか、書記は農村振興のための人材育成、優秀な村幹部の育成に注力することなどが挙げられている。

第23項は、党委員会農村工作領導グループと工作機構整備を強化することである。各地の指導および統率を行う領導グループは、自身の政策決定、協調、指導、実施、検査といった職能を十分に発揮するため、庶務あるいは官房的機能を持つ弁公室の機構設置や人員配置を強化するほか、党委員会と政府のリーダーや幹部で構成される農村振興の工作機構を設立するなどとしている。

第24項は、党の農村組織の整備と党による農村統治を強化することである。そのため、郷鎮における党の組織の整備、村の村民委員会と党委員会についても職能を一層発揮すること、同時に村事務をモニタリングするための監督委員会も強化し、農民利益を侵害する行為を取り締まること、農村住民を構成員とするトラブルや紛争調整・解消チームの体制の整備を強化することなどが挙げられている。

第25項は、新時代における農村精神文明の形成を推進することである。そのため、情報発信や宣伝を行う県レベルの拠点である「メディアセンター」を十分に活用し、党の活動成果をしっかりと発信すること、優れた農村文化や伝統を守る一方、違法な宗教活動を利用して農村公共事務に干渉する行為を取り締まることも盛り込まれている。

第26項は、農村振興にかかる実施過程・実績考課関連の制度を健全化することである。省の党委員会と政府は、党中央および国務院に農村振興の進捗状況を毎年報告するほか、市・県の党委員会と政府の幹部が行った農村振興の実績を考課し、優れた業績を収めたものを昇進させる。その一方で、職能を十分に果たせなかったリーダーや幹部を対象に、上級党委員会などとの継続的な面談を実施し、一丸となって農村振興を進めていくこととしている。

3 2021年中央一号文件の特徴

ここでは前節で概要を示した26項目から確認できる21年文件の特徴を5つほど提示しておきたい。この5つは、いずれも21年文件の主要テーマである農村振興と関係する特徴であり、農村振興を本格的に推し進めようとする意向がみてとれる。

特徴の第1は、中国をめぐる最近の内外情勢が顕著に反映され、国の総合安全保障を視野に入れている点である。90年代に行われた国有企業改革に伴い実施されたレイ

オフ（一時解雇）や、08年の金融危機によって生じた失業に対して、当局は大型公共工事などを通じた対応を行ってきた。しかし、20年の新型コロナ禍では、内部環境にこれまでとは異なる状況が生まれ、3千万人余りにも及ぶ出稼ぎ労働者である農民工が、農村に戻り、そこにとどまることを余儀なくされた^(注8)。加えて、18年から始まっている米中貿易摩擦等、中国をめぐる外部環境も変化している。

このような状況を踏まえ、当局は食糧と主要農産物の安定供給の確保、農業の持続的な発展、農村の振興をこれまで以上に重視するようになったと考えられる。特に農村振興については、20年に内需拡大を伴った国内経済循環だけでなく、国外との双方向の循環を促進し、国内外の需要の維持と拡大を目指す「双循環戦略」を打ち出した。この新たな経済発展のための政策方針に合わせ、21年文件では、第18項に農村消費の拡大を打ち出しているほか、第19項では、都市・農村間の融合的な発展を加速させることとし、国内における都市と農村の経済循環の促進を目指した。第11項では、農業と農業関連産業が価値を創出し、結果として雇用創出等を伴った農村の振興が想定されている。

第2は、責任の明確化である。党および国を挙げて農村振興を全面的に推進するにあたり、第22項では、「5級書記」体制下において農村振興を推進するため、省・市・県・郷鎮・村の書記の役割を明確化し、初めて県の党委員会・書記の主な職務が農村

振興であると明確に決められたことは特筆に値する。

また、第7項の国としての農産物の安定供給については、党と政府が同じ責任を負うという党政同責が初めて盛り込まれている。省から郷鎮までの地方党委員会と地方政府は、食糧の安定供給に関する政治的責任を持ち、省長は食糧の安定供給を、市長は食卓を豊かにする野菜や畜産物の供給を確実に遂行する責務を負っている^(注9)。

第3は、人材育成である。農村振興は、それに取り組む多様な人材を必要とするため、その育成が重視されている。21年文件の第22項では、党書記が農村振興のための人材や優秀な村幹部の育成に注力することを挙げている^(注10)。また、第26項では、農村振興を進め、その実績を考課する方法を策定することとしている。

第4は、財源である。第20項に掲げられている一般公共予算では農業・農村への優先的支出を保障するほか、20年9月に公布された「農村振興を優先的に支援するため、土地譲渡収入の使用範囲に係る調整・改善に関する意見」では、21年から農業・農村への投資に用いる国有土地使用権譲渡収入の割合を徐々に高め、現在の6%前後から25年には50%以上にするという目標を掲げている。ちなみに、地方政府財政収入に占める同収入の割合を確認すると、近年その割合は上昇傾向をたどっており、20年には46%に達している。

第5は、県の重要性が高まっていることである。県という用語は、21年文件の各所

に出現しており、農村振興の主たる舞台として想定されている。第11項に盛り込まれたように、農業という産業により生み出された付加価値の大半を県域にとどめ、郷鎮や村を含む県域の均衡ある経済発展が目指されている。そこでは、農民が農業生産だけでなく、流通や加工など農業関連産業からの利益も享受することが必要であるとしている。この実現へ向けては、農業関連の多様な事業を行う供銷合作社の各機能を高めること等のとりうる様々な手段を講じる必要がある。

(注8) 詳細については、吳ほか(2021) 22頁を参照。

(注9) 農業農村部長の唐は、食糧安定供給を確保するための重点取組事項として4つを挙げている(唐(2021))。その第1が、党政同責の実行と省長責任制の改善を通じて作付面積を維持することである。ちなみに残りの3つは、①コメ・小麦の最低買付価格の維持・改善、トウモロコシ・大豆の生産者への補助政策の改善、食糧生産量の多い省や県を対象とした奨励策の増強などを通じて政策支援を強化すること、②種子と耕地という生産の要となる資源を保持・改善し、1億ムーの高い生産力を持つ農地の整備や質の高い品種の普及を行うこと、③かんばつ、洪水、低温、凍霜害および台風などの自然災害による影響の低減および防止策を実施することである。

(注10) 参考として、中国には駐村第一書記という制度がある。これは、若手公務員等が教育研修の一環として農村に派遣され、農村の支援をしながら、農村を理解する制度で、12年に開始されている。

おわりに

現在の中国の状況は、従来の食糧増産と農業従事者の増収といった農業と農民の問題への対処に加え、中国経済の健全な発展と国民全体の利益につながる食糧および重

要な農産物の安定供給、それらの基盤となる農業および農村の現代化を推し進めることで、総合的に三農問題に対処しようとしている段階にある。なかでも、農業振興を含めた「農村振興」戦略を掲げ、それを強力に推進しているところであり、21年文件ではそれを全面的に実施することとしている。

その農村振興は、17年10月の中国共産党第19回全国代表大会における習近平総書記の講話のなかで「農村振興」戦略として打ち出された。農民・農業・農村の三農問題は、国民経済や国民の福祉にかかる根本的な問題であり、この問題を解消するため、党の最重要活動として農村振興戦略を実施する必要性が論じられた。

17年12月の中央農村工作会議では、農村振興戦略の政策目標として、20年までに農村の振興がみられ、関連制度の枠組みや政策体系が基本的に形成されること、35年までに十分な成果を挙げ、相当程度の農業および農村の現代化を実現すること、50年までに農村の振興が実現し、水準と効率性の高い農業、住みやすくより良い仕事のある農村、農民が豊かで満ち足りること、を成し遂げることを明確にした。

これを踏まえ、18年文件は「農村振興戦略の実施に関する意見」となった。その後は、18年9月に中共中央・国務院は「郷村振興戦略計画(18~22年)」を公布し、さらに19年8月に「中国共産党農村工作条例」が公布・施行された。

20年12月の中央農村工作会議では、新発

展段階における三農への取組内容として、党および国を挙げて農村振興を推し進め、農業および農村の現代化を図り、水準と効率性の高い農業、住みやすくより良い仕事のある農村、農民が豊かで満ち足りることを促進することを再確認している。

このような流れを受けて、21年文件は全面的に農村振興を推進し、農業および農村の現代化を加速させることが主要テーマとなった。21年2月には、貧困脱却における成果を収め、農村振興を全面的に実施するための象徴的な出来事として、「国務院扶貧開発領導小組」が「国家郷村振興局」に改編された。21年4月には、全人代で「中華人民共和国郷村振興促進法」を審議し、同法は可決され、6月1日に施行された。

こうしたなか、各中央省庁も本格的に農村振興へ向けて動き出している。最近の一例を紹介すると、21年6月30日、中国人民銀行、銀保監会、証監会、財政部、農業農村部、国家郷村振興局が共同で「金融による貧困脱却の成果の固定化と発展、および農村振興の全面推進の支援に関する意見」(銀発〔2021〕171号)を公布した。このなかで、指定された食糧生産や種子産業などの8つの重点領域における融資強化を行うほか、農村振興向けに多種多様な金融商品を開発するなど、21年文件の第20項の施策に則した対応が行われている。

このように、農村振興関連制度の仕組みや基本の政策体系が既に形成されており、

21年文件の表題のとおり、農村振興は全面的に推進および実施される段階に突入していると言えよう。中国における農村振興は長期的視点に立って実施されており、今後とも動向が注目される。

<参考文献>

- ・李周ほか(2021)「加快推进农业农村现代化：“三农”专家深度解读中共中央一号文件精神」『中国农村经济』第4期、2～20頁
- ・唐仁健(2021)「2021年中央一号文件解读」『山东农机化』第2期、10～11頁
- ・吴宏耀ほか(2021)「2021中央一号文件专刊：权威解读·专家纵谈」『农村工作通讯』第5期、22～48頁
- ・中华人民共和国农业农村部(2021)「聚焦2021中央一号文件·一号文件回顾」
<http://www.moa.gov.cn/ztlz/jj2021zyyhwj/>
- ・池上彰英(2017)「新型農業経営体系の構築」田島俊雄・池上彰英編『WTO体制下の中国農業・農村問題』東京大学出版会
- ・下渡敏治(2009)「中国2004年一号文件以降の中国農業」『平成20年度海外農業情報調査分析事業アジア地域報告書』(農林水産省輸出・国際局)1～16頁
- ・徐小青(2013)「中国の農業経営体制の新たな変化」『農林金融』2月号、22～36頁
- ・陳曉楠ほか(2017)「中国供銷合作社の総合改革に関する考察」『農林金融』4月号、37～53頁
- ・杜志雄(2021)「中国における現代農業経営体系の構築」『農林金融』7月号、38～39頁

執筆分担

<はじめに、第1節、第2節第4～5項、
おわりに>

王 雷軒(オウ ライケン)

<第2節第1～3項、第3節>

若林剛志(わかばやし たかし)

食産業の多面的価値とポストコロナの展望

コロナ禍の出口がワクチン接種により見えつつある中、現在の日本はワクチンの在庫や配送の混乱が続いている。昨年来の「不要不急」や「ニューノーマル」が求められている。だが、これらの言葉の使用には慎重さが必要である。十人十色、一人十色の多様性の時代、何が「不要不急」かはにわかに判断しがたい。また「ニューノーマル」という麗句は、従来のノーマルと決別しさえすればポストコロナにバラ色の日々が待っているかのような誤解を与えかねないからだ。

大学教育の現場は、コロナ禍によりオンライン授業への転換を余儀なくされた。鶴の一声で、マンモス私大のキャンパスに学生が溢れ出る、芋洗いさながらの光景が一変したことは、過密を改めて反省する機会となった。だからといって、オンライン方式で対面方式のもつ教育効果を全面的に代替しうるわけではない。2020年度入学生の多くは、入学式なしに始まり、対面の授業も、キャンパス生活もない、三無学生のまま大学生活の半分ほどを終えかねない。対面と遠隔双方のメリットとデメリットを精査することが教育する側の責任として問われている。

こうしてコロナ禍が人々の暮らし、経済、そして社会に及ぼす甚大な影響は広範かつ多面的だ。最大の災禍は人命と健康の危機にある。これを守る皆たる医療崩壊が叫ばれ、日本の医療体制がいかに脆弱であったのかが露呈している。医療と並んで平時、非常時を問わず重要なのは、万人の生存に必須な商品・サービスを日夜、供給する食産業だ。現時点で食料崩壊が聞かれないのは、ひとえに事業者の一途な努力によるのではないか。もっとも、経済全体でそうであるように、食産業においても業種、業態、さらには企業間の明暗が大きく分かれる。暗の代表格は、デパ地下、都心部のコンビニ、とりわけ外食である。

産業・企業間の明暗についての有力な解釈はこうである。明のグループは、消費者の行動変容による新規需要に適合的な業種ないしこれに適合的な技術を採用した企業であり、暗のグループはその逆だという。一例は、映画館や劇場からオンラインコンテンツ配信サービスへの需要シフトだ。これをコロナショックのマクロ効果としてみると、時代や技術革新に乗り遅れた「ゾンビ企業」に市場から

の退出を迫ることで、ビフォアコロナの構造変化を加速化するとの見方になる。

ステイホームで食生活が巣ごもり消費に向かう中、注目されるのは外食のデリバリーへのシフトだ。だが、この業態は配送コストの吸収なくして収益化が見込めない。デリバリーの成功例がピザや寿司などの高単価カテゴリーなのはその証左だ。急増するラストワンマイル配送が地球環境への負荷を高める懸念もある。何よりも、外食とデリバリーでは提供される価値に決定的な違いがある。生産性に焦点を絞った議論では、製品差別化の視点が希薄なのではないか。

コロナ禍に苦悶する居酒屋やデパ地下に対し、安易に「ゾンビ企業」の烙印を押すわけにはいかない。現下の需要の消滅は、メディアの発信により増幅された消費者の恐怖心、そして政府・自治体の自粛要請・規制による面が強い。それらの事業者に対する消費者の支持の消失を必ずしも意味するものではない。

事業者の立場からすると、コロナ感染ではなく、コロナ対策によって、経済的に息の根を止められたのでは浮かばれようがない。彼ら彼女らには、地域固有の多様で豊かな食文化を支えてきた自負もある。同時に、外食や小売の休業や業績悪化は、非正規労働者の収入減をもたらし、貧困問題を深刻化させている。果たして、感染対策を徹底した外食店への休業要請にエビデンスはあるのか。本来、目指すべきは行政と外食店が連携して、事業継続性の確保と感染阻止対策を両立させることにある。

ポストコロナの食産業を展望するとき「いかにあるべきか」という当為論の観点は必須だ。生産性のみならず、食産業の裾野の広さと多面的価値を踏まえたゴールの設定が求められる。各論的なシステムデザインでは、密から疎へ、集中から分散へ、アナログからデジタルへ、など論点は多々ある。分散化については、低人口密度の地域の消費者にフードアクセスを保証する食サプライチェーンをどうデザインするのかという難問に答えなければならない。DX化が有効な部面とそうでない部面の峻別も欠かせない。多様性の時代、食と農の結びつき方は単線モデルではなく複線的なハイブリッド型のシステムが有効性を発揮する。簡単ではない関係者での合意形成を図るには、二項対立の超克を目指し二者択一ではない多様な選択肢の提示と丁寧な議論の積み重ねが必須のステップとなる。

(中央大学 商学部 教授 木立真直・きだち まなお)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(43)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(43)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(43)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(44)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(44)
6. 農業協同組合 主要勘定	(44)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(46)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(46)
9. 金融機関別預貯金残高	(47)
10. 金融機関別貸出金残高	(48)

〈特別掲載 (2021年3月末数値)〉

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(49)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高	(50)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高	(51)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2016. 5	59,886,701	3,014,061	29,962,479	17,190,174	56,074,942	14,815,349	4,782,776	92,863,241
2017. 5	62,667,060	2,314,936	37,671,893	25,564,752	57,055,532	10,149,598	9,884,007	102,653,889
2018. 5	66,006,531	1,687,489	34,499,724	26,573,588	51,871,264	10,640,995	13,107,897	102,193,744
2019. 5	65,647,431	1,171,359	33,644,245	20,146,865	52,816,139	16,934,078	10,565,953	100,463,035
2020. 5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762
2020. 12	65,136,424	423,506	34,195,776	18,486,116	47,749,217	20,957,272	12,563,101	99,755,706
2021. 1	64,778,749	386,504	33,458,736	18,208,083	47,261,958	20,565,615	12,588,333	98,623,989
2	64,824,691	371,494	32,551,595	15,745,313	47,112,981	20,491,976	14,397,510	97,747,780
3	65,220,039	361,479	36,122,013	19,206,205	48,423,796	20,182,247	13,891,283	101,703,531
4	65,546,446	351,460	32,574,392	18,579,999	45,142,127	20,000,439	14,749,733	98,472,298
5	64,924,299	341,457	32,494,611	16,608,255	44,490,977	20,564,723	16,096,412	97,760,367

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2021年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,111,472	-	2,776,048	113	5,304	-	56,892,937
水産団体	1,948,187	447	152,452	-	39	-	2,101,126
森林団体	2,025	-	3,929	1	210	-	6,165
その他会員	1,599	-	24,973	-	-	-	26,572
会員計	56,063,282	447	2,957,403	114	5,553	-	59,026,799
会員以外の者計	762,560	11,716	594,182	128,681	4,389,109	11,255	5,897,501
合計	56,825,842	12,163	3,551,584	128,795	4,394,661	11,255	64,924,300

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 466,642百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2021年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	2,018,183	4,490	42,608	-	2,065,281
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	63,898	5,023	10,109	-	79,029
	森林団体	1,860	1,172	2,146	3	5,182
	その他会員	900	510	20	-	1,430
	会員小計	2,084,841	11,195	54,883	3	2,150,922
	その他系統団体等小計	172,248	11,064	50,088	-	233,400
計	2,257,089	22,259	104,971	3	2,384,322	
関連産業	4,968,458	49,703	1,033,676	1,241	6,053,078	
その他	11,408,317	717	718,290	-	12,127,323	
合計	18,633,864	72,679	1,856,937	1,244	20,564,723	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2020. 12	8,654,089	56,482,335	65,136,424	22,980	423,506
2021. 1	8,241,719	56,537,030	64,778,749	-	386,504
2	8,271,213	56,553,478	64,824,691	22,980	371,494
3	8,427,579	56,792,460	65,220,039	22,980	361,479
4	8,634,863	56,911,583	65,546,446	-	351,460
5	8,098,349	56,825,950	64,924,299	22,980	341,457
2020. 5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2020. 12	38,898	18,447,217	47,749,217	11,226,871	-	-	88,213
2021. 1	32,935	18,175,147	47,261,958	10,739,909	1,005	-	90,022
2	51,405	15,693,907	47,112,981	10,824,263	1,988	-	77,021
3	34,397	19,171,807	48,423,796	10,112,251	2,016	-	67,684
4	39,271	18,540,727	45,142,127	10,250,222	1,502	-	67,507
5	53,371	16,554,884	44,490,977	9,798,322	1,504	-	72,678
2020. 5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2020. 12	69,162,933	67,403,712	800,537	2,177,790	2,339,366	
2021. 1	68,604,626	67,159,086	809,366	2,175,289	2,339,366	
2	68,666,355	67,061,964	800,950	2,175,290	2,339,366	
3	68,180,657	66,704,236	755,727	2,048,885	2,411,412	
4	68,707,979	67,215,005	737,595	2,048,885	2,411,412	
5	68,618,923	67,281,305	780,707	2,047,885	2,411,412	
2020. 5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2020. 11	41,811,639	65,152,728	106,964,367	709,441	625,579
12	42,654,551	65,119,541	107,774,092	711,736	631,875
2021. 1	42,378,105	64,924,288	107,302,393	712,897	634,433
2	43,215,286	64,403,794	107,619,080	716,769	639,579
3	43,249,494	63,620,467	106,869,961	717,052	636,660
4	43,935,682	63,554,109	107,489,791	719,201	638,937
2020. 4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	2,071,408	4,040,198	28,061,190	99,755,706
-	1,474,497	4,040,198	27,944,041	98,623,989
-	1,295,791	4,040,198	27,192,626	97,747,780
-	877,743	4,040,198	31,181,092	101,703,531
-	1,408,079	4,040,198	27,126,115	98,472,298
-	1,434,974	4,040,198	26,996,459	97,760,367
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
18,844,089	2,023,086	1,882	20,957,272	98,344	12,464,758	99,755,706
18,468,269	2,005,886	1,437	20,565,615	54,780	12,532,549	98,623,989
18,452,533	1,960,663	1,758	20,491,976	1,710,890	12,684,633	97,747,780
18,188,452	1,924,852	1,257	20,182,247	60,890	13,828,378	101,703,531
18,078,072	1,853,493	1,366	20,000,439	2,185,637	12,562,595	98,472,298
18,633,864	1,856,936	1,243	20,564,723	1,870,000	14,224,908	97,760,367
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
89,090	43,954,068	43,904,852	55,000	1,306,373	20,121,055	8,591,303	1,973,650
79,464	43,182,217	43,128,498	60,000	1,322,916	20,392,156	8,603,832	1,989,843
76,861	43,045,168	42,992,485	55,000	1,317,392	20,603,307	8,630,616	2,020,751
88,399	42,852,796	42,781,211	50,000	1,368,330	21,436,008	8,597,848	2,052,718
84,594	43,695,457	43,633,636	35,000	1,373,535	19,761,809	8,500,899	2,042,762
83,165	43,433,938	43,359,991	30,000	1,385,386	19,886,091	8,542,353	2,065,285
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
437,052	80,814,650	80,594,691	4,569,034	1,769,679	22,226,494	131,995	581	
506,790	81,503,130	81,282,236	4,555,410	1,742,032	22,234,523	131,250	581	
445,769	80,846,993	80,621,460	4,704,502	1,862,559	22,253,356	130,953	581	
413,516	81,034,549	80,799,746	4,779,749	1,950,553	22,334,522	131,181	578	
433,617	80,522,006	80,271,825	4,741,841	1,906,482	22,382,603	133,101	576	
475,290	81,126,311	80,876,341	4,763,466	1,877,531	22,438,868	132,647	563	
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2021. 2	2,462,050	1,684,426	65,165	54,505	17,730	1,992,448	1,973,363	78,463	452,734	
3	2,435,847	1,645,948	63,055	57,125	18,927	1,983,464	1,961,349	79,274	448,823	
4	2,462,217	1,663,426	63,055	58,278	18,669	2,005,083	1,983,051	76,318	454,033	
5	2,479,732	1,684,868	66,755	58,280	18,684	2,005,935	1,982,704	77,104	464,964	
2020. 5	2,353,023	1,631,696	48,965	54,217	17,149	1,872,806	1,854,817	81,050	449,163	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2020. 12	765,949	412,508	79,087	55,314	99,034	5,880	775,214	766,832	-	132,146	3,919	75
2021. 1	766,440	410,303	75,907	52,132	99,026	6,097	779,830	771,895	-	127,891	3,882	75
2	766,188	410,758	74,661	50,985	99,005	5,478	782,241	774,052	-	123,635	3,829	75
3	758,530	405,564	71,295	50,445	98,194	6,069	768,054	760,101	-	123,227	3,821	75
2020. 3	762,873	421,259	73,591	53,073	98,932	6,551	766,635	760,205	-	130,751	4,605	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920	
	2020. 3	211,038	63,300	1,967,169	2,192,275	489,890	726,752	118,549	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2020. 5	212,392	63,958	2,095,619	2,233,805	498,099	739,405	119,827
		6	212,504	64,470	2,116,856	2,247,265	505,262	751,340	121,093
		7	213,166	65,041	2,099,520	2,261,937	510,189	761,914	122,212
		8	213,447	65,579	2,089,024	2,266,683	511,058	767,191	122,949
		9	213,482	64,908	2,083,423	2,268,279	511,950	773,323	123,734
		10	214,012	66,087	2,071,053	2,274,724	513,514	775,669	123,998
		11	214,246	65,961	2,087,200	2,271,066	514,894	775,057	124,107
		12	214,241	66,177	2,066,849	2,282,665	519,384	782,032	124,892
2021. 1		214,462	66,140	2,061,618	2,286,567	519,213	780,036	124,939	
2		215,180	66,099	2,069,877	2,292,344	520,375	780,880	125,475	
3		215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	* 523,448	784,374	126,299	
4		216,447	64,581	2,059,138	2,296,058	524,412	784,845	126,176	
5 P		219,554	64,771	2,050,720	2,310,066	510,677	784,537	...	
前 年 同 月 比 増 減 率		2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
		2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	2020. 3	1.8	5.9	1.7	5.3	△5.3	1.0	3.2	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	2020. 5	1.9	8.4	9.2	5.1	5.1	3.9	4.7	
	6	1.7	8.9	9.9	5.3	6.0	5.1	5.5	
	7	1.8	9.0	9.5	5.7	7.1	6.8	6.4	
	8	1.7	8.4	9.3	5.6	7.0	7.2	6.5	
	9	1.7	7.1	8.1	5.4	6.8	7.4	6.5	
	10	1.9	7.2	8.1	5.6	7.4	8.2	6.9	
	11	1.8	6.5	8.5	5.1	7.1	7.8	6.6	
	12	2.2	5.7	6.8	5.0	6.8	7.9	6.4	
	2021. 1	2.4	5.6	6.6	5.1	7.2	8.5	6.8	
	2	2.5	5.4	7.1	5.1	7.1	8.3	6.9	
	3	2.3	3.4	5.4	4.7	* 6.9	7.9	6.5	
4	2.6	2.1	1.1	4.1	6.7	7.7	6.5		
5 P	3.4	1.3	△2.1	3.4	2.5	6.1	...		

(注) 1 表9 注1、注2に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2021年3月末現在

(単位 百万円)

都府県道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	3,140,639	96,273	2,029,174	2,021,539	765,531	795,474
北岩茨	814,820	23,464	504,110	503,792	194,851	162,703
手城	1,480,141	31,499	867,857	865,322	500,276	238,157
埼玉	3,221,120	165,627	2,129,393	2,127,962	768,310	408,834
東京	2,843,330	131,338	1,578,053	1,578,030	1,176,808	340,731
神奈川県	4,707,547	203,679	2,930,385	2,929,444	1,760,232	622,127
山梨	590,558	23,225	450,766	450,260	57,747	74,291
長野	2,804,303	102,529	1,383,268	1,382,699	1,223,778	357,749
新潟	1,831,229	74,496	1,087,322	1,087,207	543,878	259,839
石川	1,068,819	33,047	764,975	764,964	199,282	148,489
福井	829,315	23,372	592,400	592,315	214,398	85,501
岐阜	2,662,414	96,618	1,823,117	1,822,620	799,423	253,279
静岡県	3,989,060	161,303	2,840,645	2,840,452	900,625	475,297
愛知	8,061,318	231,402	4,677,997	4,677,997	3,051,759	509,688
三重	2,022,706	68,752	1,103,591	1,103,528	823,191	262,693
滋賀	1,404,794	40,771	988,368	960,748	394,402	141,480
京都	1,254,672	44,406	953,277	943,137	244,661	132,652
大阪	4,294,853	140,690	2,813,215	2,813,180	1,179,085	790,473
兵衛	5,382,278	253,321	3,089,007	3,088,598	1,913,252	1,076,277
和歌山	1,499,569	57,883	1,124,124	1,124,113	248,551	147,940
鳥取	405,785	8,466	296,908	296,022	83,442	39,293
広島	2,432,417	80,200	1,735,125	1,734,992	700,878	93,823
山口	916,958	35,542	628,060	628,023	260,740	111,156
徳島	794,508	32,546	524,865	524,735	260,486	46,182
香川	1,707,550	28,418	846,093	845,890	914,325	46,068
愛媛	1,663,037	43,010	1,035,128	1,024,118	587,414	100,270
高知	887,680	24,880	529,775	529,772	245,413	106,302
福岡	2,306,939	46,173	1,472,757	1,472,279	721,779	243,366
佐賀	723,064	28,129	444,280	441,467	177,984	142,903
大分	502,851	15,510	316,196	316,044	144,607	61,858
宮崎	675,333	25,181	428,403	428,317	159,313	127,490
鹿児島	1,261,050	39,662	864,162	861,645	219,587	195,463
合計	68,180,657	2,411,412	42,852,796	42,781,211	21,436,008	8,597,848
一連合会当たり平均	2,130,646	75,357	1,339,150	1,336,913	669,875	268,683

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外
(奈良、島根、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2021年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(3,643,103)	(135,593)	(2,962,910)	(2,949,915)	(9,142)	(791,093)	(101)
青森	594,135	5,061	416,269	415,552	17,781	120,874	10
岩手	1,092,552	11,890	787,882	782,873	68,503	222,628	7
宮城	1,336,564	16,551	893,269	889,722	62,726	363,441	10
秋田	879,035	3,689	574,935	572,485	49,335	190,963	13
山形	1,084,366	976	688,309	685,816	51,105	285,955	15
福島	1,944,144	16,504	1,391,478	1,390,351	45,656	477,775	5
(東北計)	(6,930,796)	(54,671)	(4,752,142)	(4,736,799)	(295,106)	(1,661,636)	(60)
茨城	1,882,130	13,113	1,425,953	1,418,038	115,841	350,921	17
栃木	1,783,951	8,419	1,312,084	1,307,232	141,721	318,401	10
群馬	1,663,323	884	1,330,017	1,326,480	31,185	287,458	15
(北関東計)	(5,329,404)	(22,416)	(4,060,054)	(4,051,750)	(288,747)	(956,780)	(42)
埼玉	4,478,874	3,430	3,140,481	3,122,416	229,648	1,148,427	15
千葉	2,812,523	5,475	1,955,980	1,954,155	111,718	761,983	17
東京	3,945,342	72,000	2,768,173	2,759,872	245,511	1,124,960	14
神奈川	6,873,068	167,262	4,667,850	4,645,157	493,959	2,050,979	12
(南関東計)	(18,109,807)	(248,167)	(12,532,484)	(12,481,600)	(1,080,836)	(5,086,349)	(58)
山梨	762,246	90	570,937	569,342	36,750	136,430	8
長野	3,306,205	7,161	2,593,671	2,592,995	62,307	649,850	14
(東山計)	(4,068,451)	(7,251)	(3,164,608)	(3,162,337)	(99,057)	(786,280)	(22)
新潟	2,347,394	6,071	1,768,230	1,767,100	87,190	467,377	23
富山	1,461,606	661	1,197,262	1,196,336	44,772	192,439	15
石川	1,368,576	1,063	1,046,336	1,042,708	56,886	309,634	16
福井	979,943	2,367	817,066	813,352	3,201	148,310	2
(北陸計)	(6,157,519)	(10,162)	(4,828,894)	(4,819,496)	(192,049)	(1,117,760)	(56)
岐阜	3,404,635	182	2,601,122	2,597,758	232,719	621,395	7
静岡	5,543,477	5,735	3,952,584	3,929,066	418,764	1,249,030	17
愛知	9,604,081	68,234	7,914,504	7,914,265	404,520	1,679,017	20
三重	2,678,378	433	1,996,419	1,976,806	248,280	445,097	9
(東海計)	(21,230,571)	(74,584)	(16,464,629)	(16,417,895)	(1,304,283)	(3,994,539)	(53)
滋賀	1,751,379	100	1,386,159	1,386,043	134,273	241,357	16
京都	1,462,235	23,377	1,236,166	1,234,026	39,016	229,845	5
大阪	5,024,451	41,372	4,257,979	4,243,448	180,569	631,701	14
兵庫	6,289,526	410	4,965,623	4,965,290	78,463	1,208,718	14
奈良	1,449,484	150	936,531	923,470	168,201	343,397	1
和歌山	1,764,934	730	1,457,185	1,453,646	44,874	222,362	8
(近畿計)	(17,742,009)	(66,139)	(14,239,643)	(14,205,923)	(645,396)	(2,877,380)	(58)
鳥取	536,191	6,719	400,848	400,673	13,800	100,143	3
島根	996,443	1,435	550,893	549,836	131,666	283,689	1
(山陰計)	(1,532,634)	(8,154)	(951,741)	(950,509)	(145,466)	(383,832)	(4)
岡山	1,875,471	4,155	1,327,628	1,310,614	74,603	456,495	2
広島	3,029,754	489	2,402,483	2,402,329	56,502	576,194	13
山口	1,233,851	403	887,262	884,824	49,193	295,161	1
(山陽計)	(6,139,076)	(5,047)	(4,617,373)	(4,597,767)	(180,298)	(1,327,850)	(16)
徳島	933,718	3,872	781,425	777,458	33,104	110,833	15
香川	1,885,232	3,389	1,695,451	1,695,147	-	206,420	1
愛媛	2,058,543	3,424	1,627,657	1,627,463	71,747	350,730	11
高知	988,412	154	829,626	827,866	40,652	113,598	3
(四国計)	(5,865,905)	(10,839)	(4,934,159)	(4,927,934)	(145,503)	(781,581)	(30)
福岡	3,157,177	3,509	2,285,380	2,277,574	76,271	848,501	20
佐賀	1,040,414	24,887	696,691	694,791	76,523	257,874	4
長崎	739,805	1,170	509,002	507,272	15,129	183,520	7
熊本	1,209,119	26,198	809,435	803,509	48,569	326,749	13
大分	691,243	1,623	476,914	476,731	10,761	185,709	5
(北九州計)	(6,837,758)	(57,387)	(4,777,422)	(4,759,877)	(227,253)	(1,802,353)	(49)
宮崎	880,690	14,327	603,979	595,023	43,876	217,117	13
鹿児島	1,474,181	932	1,118,172	1,114,411	7,698	288,406	13
(南九州計)	(2,354,871)	(15,259)	(1,722,151)	(1,709,434)	(51,574)	(505,523)	(26)
(沖縄)	(928,057)	(1,383)	(505,796)	(500,589)	(77,131)	(309,647)	(1)
合計	106,869,961	717,052	80,522,006	80,271,825	4,741,841	22,382,603	576
一組合当たり平均 (単位 千円)	185,538,127	1,244,882	139,795,149	139,360,807	8,232,363	38,858,686	-

13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2021年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北	海	道	656,350	13,291	541,892	541,227	105,433
青		森	60,778	1,767	49,324	48,675	8,191
岩		手	120,855	3,102	104,709	103,223	16,947
福		島	25,470	861	23,856	23,664	1,734
茨		城	27,104	701	23,007	22,819	3,858
千		葉	59,381	2,324	47,819	46,955	7,270
東		京	10,652	177	9,764	9,734	1,000
新		潟	27,132	874	22,571	22,266	3,041
富		山	33,128	567	30,366	29,940	2,631
石		川	47,900	1,239	39,275	38,487	6,751
福		井	37,646	997	30,052	29,422	6,568
静		岡	110,730	4,539	89,555	89,330	25,998
愛		知	82,499	2,134	67,125	65,309	12,632
三		重	102,764	3,031	84,742	83,486	20,343
京		都	45,059	666	37,616	37,067	6,641
な	ぎ	さ	150,454	2,772	126,638	123,623	27,443
鳥		取	27,987	806	23,837	23,530	3,960
広		島	109,446	1,241	75,969	74,117	24,892
徳		島	33,726	506	31,397	31,124	2,259
香		川	64,973	3,104	58,525	58,490	8,286
愛		媛	93,964	1,550	68,142	66,250	27,556
高		知	39,360	1,905	26,780	26,605	13,417
福		岡	66,424	659	60,892	60,612	6,692
佐		賀	108,077	1,543	75,451	74,575	32,776
長		崎	132,307	2,127	117,017	116,307	21,317
宮		崎	40,037	991	30,587	30,207	11,965
鹿	児	島	68,789	3,156	40,492	38,719	30,965
沖		縄	52,855	495	46,064	45,586	8,257
合	計		2,435,847	57,125	1,983,464	1,961,349	448,823

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2021年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	信用貸出金	報 告 数
北 海 道	545,544	70,251	84,561	597,781	594,293	88,930	68
宮 城	70,668	490	3,777	57,428	56,238	12,082	1
山 形	5,068	-	553	3,924	3,668	583	1
福 島	8,123	10	591	9,836	9,212	-	1
島 根	37,754	362	2,875	32,581	32,359	3,836	1
山 口	60,740	-	3,715	44,835	44,034	11,074	1
熊 本	6,666	182	622	5,371	4,673	1,048	1
大 分	23,967	-	1,500	16,298	15,624	5,674	1
合 計	758,530	71,295	98,194	768,054	760,101	123,227	75

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



※

国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



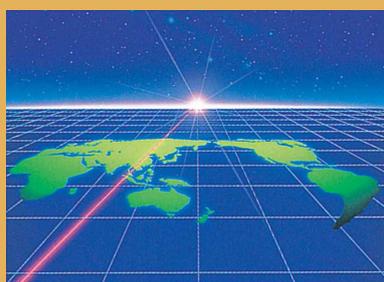
「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository_id:R200200057\)&lang=ja_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。
→「[詳細情報を見る]」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021年8月号第74巻第8号〈通巻906号〉8月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社